

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年9月29日
【事業年度】	第10期（自平成20年7月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	株式会社キャンバス
【英訳名】	CanBas Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河邊 拓己
【本店の所在の場所】	静岡県沼津市通横町9番地
【電話番号】	055 - 954 - 3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市通横町9番地
【電話番号】	055 - 954 - 3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成17年6月	平成18年6月	平成19年6月	平成20年6月	平成21年6月
事業収益 (千円)	11,500	-	56,101	170,178	161,765
経常損失 (千円)	559,529	505,379	419,200	122,660	221,698
当期純損失 (千円)	560,237	509,295	420,998	125,376	222,675
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,028,685	2,283,585	2,394,847	2,394,847	2,394,847
発行済株式総数 (株)	12,651	21,017	21,662	21,662	2,166,200
純資産額 (千円)	559,421	2,560,531	2,362,057	2,236,680	2,014,004
総資産額 (千円)	584,736	2,603,010	2,561,768	2,441,646	2,276,031
1株当たり純資産額 (円)	44,219.55	121,802.66	109,013.60	103,225.73	929.46
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	44,284.04	29,207.72	19,904.44	5,787.86	102.79
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	95.7	98.4	92.2	91.6	88.5
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	323,291	142,060	220,141
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	632,727	245,783	387,061
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	221,482	-	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	754,530	366,663	533,580
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	7 (3)	9 (3)	10 (2)	17 (1)	19 (1)

- (注) 1 . 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 . 事業収益には、消費税等は含まれておりません。
- 3 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 4 . 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 5 . 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
- 6 . 純資産額の算定にあたり、第 7 期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。
- 7 . 当社は、旧証券取引法第193条の 2 の規定に基づき、第 8 期の財務諸表並びに金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 9 期以降の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第 6 期及び第 7 期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
- 8 . 当社は、平成21年 6 月 1 日付で株式 1 株につき100株の株式分割を行っております。

2【沿革】

年月	事項
平成12年1月	G2チェックポイントに関する研究成果をもとに、正常細胞に影響が少ない新規抗癌剤の研究開発を目的として愛知県豊田市に設立
平成12年9月	薬剤スクリーニング法（*）及びG2チェックポイント阻害オリジナルペプチドTAT-S216について特許出願
平成13年1月	静岡県沼津市大岡の静岡県沼津工業技術センター付設インキュベーション施設内に研究所を開設
平成14年3月	科学顧問会議（SAB）を組成
平成14年4月	本社及び研究所を静岡県沼津市通横町に移転 動物実験施設を静岡県沼津工業技術センター内に開設
平成15年1月	オリジナルペプチドTAT-S216を最適化した抗癌剤候補化合物CBP501について特許出願
平成15年6月	当社の薬剤スクリーニング法によって見出されたG2チェックポイント阻害剤候補低分子化合物CBS2400シリーズについて特許出願
平成17年2月	米国食品医薬品局（FDA）よりCBP501の臨床第1相試験開始のためのIND申請について承認
平成17年4月	米国特許庁より薬剤スクリーニング法に係わる特許を取得
平成17年5月	欧州特許庁より薬剤スクリーニング法及びオリジナルペプチドTAT-S216に係わる特許を取得 CBP501の臨床第1相試験を米国で開始
平成18年2月	米国特許庁よりCBS2400シリーズに係わる特許を取得
平成18年3月	動物実験施設を静岡県沼津工業技術センター付設インキュベーション施設から静岡県沼津市通横町の本社隣接地に移設
平成18年4月	米国特許庁よりCBS2400シリーズに係わる特許を取得
平成18年10月	CBP501とシスプラチン（*）の併用による臨床第1相試験を米国で開始
平成19年3月	CBP501とそのバックアップ化合物（*）について、武田薬品工業株式会社と共同事業化契約を締結
平成20年4月	当社の薬剤スクリーニング法によって見出された抗癌剤候補低分子化合物CBS9100シリーズについて特許出願
平成20年5月	CBP501、シスプラチン、ペメトレキセド（*）の3剤併用による臨床第1相試験を米国で開始
平成20年11月	CBP501、シスプラチン、ペメトレキセドの3剤併用による臨床第2相試験（対象：悪性胸膜中皮腫（*））を米国で開始
平成21年6月	CBP501、シスプラチン、ペメトレキセドの3剤併用による臨床第2相試験（対象：非小細胞肺癌（*））を米国で開始

3【事業の内容】

当社は、細胞周期に関する基礎研究の成果をもとに、正常細胞に影響が少ない抗癌剤の研究及び開発を単一事業として行っている、創薬企業であります。

当社の基本戦略は次のとおりです。

- ・ 正常細胞に影響が少ない抗癌剤の開発を目指し、その作用メカニズムの候補と考えられるG2チェックポイント阻害のメカニズムに着目して研究開発を行う。
- ・ 当社の薬剤スクリーニング法により創出・獲得した複数の候補化合物によって、開発パイプラインを構築する。
- ・ 抗癌剤の開発経験が豊富で当社の開発戦略に合致するCRO（Contract Research Organization：臨床試験におけるモニタリングやデータマネジメント、統計解析を製薬企業の委託のもとに行う事業体）等の外部専門機関、科学顧問団を活用する。
- ・ 当社の権利を最大限確保するため、開発段階と当社の財務体力等に応じた適切な戦略提携を製薬企業等との間で行うことによって、価値連鎖（*）を補完・完結する。

当社は、上記の戦略を適切に実行することにより、新薬候補化合物の開発を速やかに進め、いち早く上市して当社の企業価値を高めるとともに、当社の開発リスクを分散低減してまいりたいと考えております。

《医薬品研究開発の一般的な進行について》

医薬品の研究開発プロセスは一般に、テーマに沿った化合物を探索し（探索研究）、獲得・創出された化合物をより最適なものに改良し（最適化）、動物での検証（前臨床試験（非臨床試験（*）））を実施した後、各国の医薬品許認可審査機関（日本の場合は厚生労働省、米国の場合はFDA（Food and Drug Administration：米国食品医薬品局）など、以下「許認可当局」といいます）に臨床試験開始を申請（IND申請）し、その監督下でヒトでの検証を行い（臨床試験）、許認可当局に対する申請（新薬承認申請、NDA申請）を経て医薬品としての承認取得に至り、その後上市・販売するというものであります。

この過程のうち、探索研究から臨床試験の初期段階に至る領域の活動は、「製薬」全般と区別し「創薬」（Drug Discovery）と一般に呼ばれており、当社は、主にこの領域の活動を担う「創薬」企業であります。



探索研究

新薬のもとになる候補化合物を探し出す研究を探索研究といいます。

一般にこの段階では、大量の化合物の中から目的的作用を持つものを探し出すための薬剤スクリーニング法によって、一定以上の活性を持つ化合物（一般に「ヒット化合物」と呼ばれます）を選別します。

最適化

探索研究で得られたヒット化合物をもとに、構造の一部を改変して異なる物理的・化学的特性を持つ複数の化合物を新規に合成し、スクリーニングによる選別と病態モデル動物（*）による実験を繰り返して、期待どおりの作用を示すひとつ又は少数の臨床試験候補化合物（一般に「リード化合物」と呼ばれます）を獲得します。

前臨床試験（非臨床試験）

最適化が終了しその後の開発続行を決定した薬剤候補化合物について、動物実験でデータを収集し、許認可当局に対するIND申請の準備を行う段階です。

非臨床試験のうち、許認可当局へのIND申請に必要なデータを収集するために実施される試験については、特に「前臨床試験」と呼ばれます。臨床試験における候補薬剤の投与量や投与期間を選択するために十分な信頼性のある情報を得る必要があることから、許認可当局の定めた基準に則って実施されます。

IND（Investigational New Drug）申請

米国における臨床試験申請で使われる用語で、候補薬剤についての情報をまとめた臨床試験実施申請資料を「新薬臨床試験開始届」としてFDAに提出し、臨床試験実施の承認を得るものです。

臨床試験

非臨床試験の結果、有効性及び安全性の観点から有用な医薬品になり得る可能性が認められた場合、十分な検討の上で、臨床試験が実施されます。

臨床試験においては、個々の候補薬剤について特徴を科学的に検討し、論理的で段階的な手続によって開発が進められます。

一般に臨床試験は、3つの「相」に分かれていると理解されています。第1相では、少人数（一般に10名から50名程度）のヒトに投与して、許容投与量などを確認します。続いて第2相では、中規模（50名から200名程度）の患者に投与し、安全性とともに、候補薬剤の効果が評価されます。第3相では、多数（200名から1,000名、場合によってはそれ以上の人数）の患者に投与し、第1相・第2相で得られた安全性や薬効に関するデータを確認・実証します。

a．第1相

第1相は、候補薬剤を初めてヒトに投与することから開始されます。

通常、この相の試験は、治療効果を見ることを目的とせず、比較的少数の健康な志願者で実施されます。強い毒性を持つ可能性のある候補薬剤（たとえば抗癌剤）では、患者を対象として試験が実施されます。

第1相で実施される試験は、通常、次のうちひとつ又はその組合せの観点から行われます。

（ア）初期の安全性・許容投与量の推測

第2相以降の臨床試験のために必要と想定される用量範囲の許容投与量を決定し、予測される副作用の性質を判断します。

（イ）薬物動態試験（*）

候補薬剤の吸収、分布、代謝、排泄（*）に関する特徴を検出します。薬物動態試験は開発計画全体を通して行われます。

（ウ）薬力学的な評価

薬力学試験（*）及び血中濃度と反応に関する試験を行うことによって、候補薬剤の有効性について初期的な推測が可能になる場合もあり、また、用法・用量の設定の参考にします。

（エ）初期の薬効評価

薬効又は予想される治療上の利益の予備的検討が、副次的な目的として第1相試験で行われることがあります。

b．第2相

第2相は、通常、患者における治療効果の探索を主な目的とする試験を開始する段階です。

第1相試験よりも投与患者数を増やし、その後につけられる試験での用法・用量を決定し、設定される可能性のある評価項目や治療方法（他剤との併用を含む）等を検討・評価します。

c. 第3相

第3相は、通常、治療上の利益を証明若しくは確認することを主目的とする試験を開始する段階です。

第2相試験よりも投与患者数をさらに増やし、治療効果の既存薬剤との比較データ、副作用のデータ等を収集することによって、意図した適応疾患及び対象患者群において候補薬剤が安全かつ有効であるという第2相試験で蓄積された予備的な証拠をさらに検証し、新薬として承認されるための適切な根拠となるデータを得ることを目的とします。

新薬承認申請（NDA申請）

新薬承認申請書類を作成し、許認可当局に提出します。この申請が承認されれば、対象の国や地域における販売が可能になります。

なお、医薬品の承認後に、承認された適応に関連する追加的な試験が行われることがあり、これを第4相試験と呼ぶことがあります。

当社の実施している創薬事業の特色は以下のとおりです。

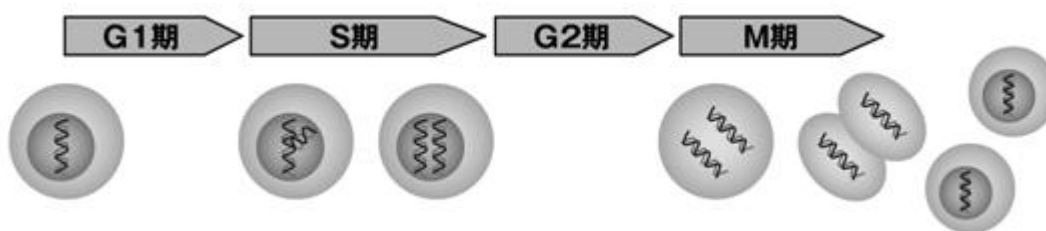
(1) 創薬ターゲット「G2チェックポイント」について

当社は、正常細胞に影響が少ない抗癌剤の開発を目指しており、そのための具体的アプローチとして、細胞周期G2チェックポイントをターゲットとしております。

(ア) 細胞周期

細胞周期とは、1つの細胞が2つに分裂するプロセスのことです。

このプロセスは、DNA（*）を複製するS期、2つの細胞に分裂するM期、並びに、それぞれの前に存在するG1期・G2期で構成されています。



DNAに損傷のあるまま細胞分裂をすると多くの場合に細胞（正常細胞も癌細胞も）は死滅します。これを防ぐため、細胞には、細胞周期の進行を一時的に停止しDNA損傷を修復する「チェックポイント」機構があります。「G1期」及び「G2期」のチェックポイントが主要なものとして知られています（以下、それぞれ「G1チェックポイント」「G2チェックポイント」といいます）。

(イ) 従来型の抗癌剤の副作用と細胞周期

従来型の抗癌剤の大半は、正常細胞・癌細胞の区別なく細胞分裂を阻害しており、結果として、細胞分裂・増殖の活発な癌細胞に効果を発揮します。

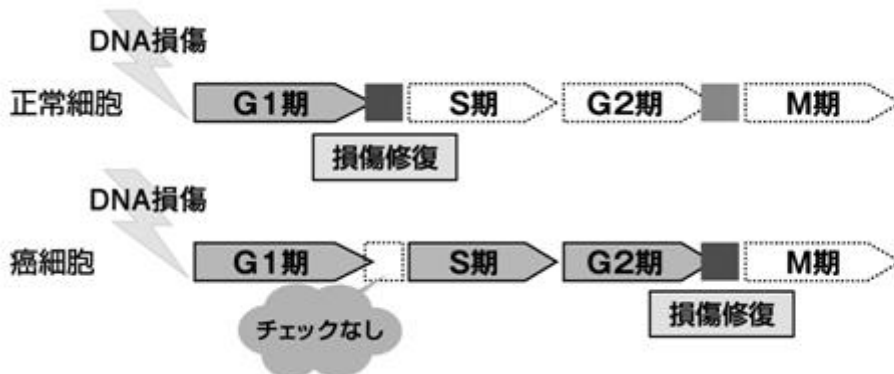
一方で、たとえば消化管粘膜や骨髄の造血細胞、毛根細胞などは、癌細胞と同じように活発な分裂・増殖を繰り返して組織を維持しています。従来の抗癌剤の無差別な攻撃でこれらの正常細胞の分裂が阻害されると、これらの組織の維持が困難になります。これが、下痢や嘔吐、骨髄抑制、脱毛など、一般に知られているような抗癌剤の副作用の原因となっています。

(ウ) G2チェックポイントをターゲットとする創薬コンセプト

G2チェックポイントをターゲットとした場合には、正常細胞に影響を与えず癌細胞のみを攻撃する、副作用の少ない抗癌剤となる可能性があると考えられています。

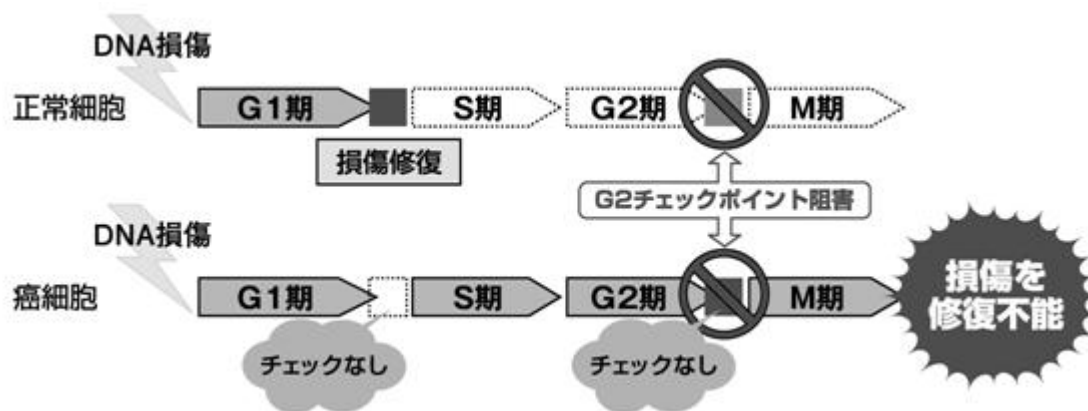
正常細胞においてはG1・G2両方のチェックポイントがいずれも機能しており、なかでもG1チェックポイントが強く機能して細胞分裂時のDNA損傷がチェックされています。DNAに損傷が生じた場合には、正常細胞においては細胞周期がG1期で一旦停止し、損傷の修復が試みられます。

これに対し癌細胞は、もともと癌になるためにG1チェックポイントを壊したり機能不全にしており、結果として多くの癌細胞はG1チェックポイントを失っているため、細胞分裂時のDNA損傷チェックはG2チェックポイントに依存しています。このため、DNAに損傷が生じた場合には、癌細胞においては主にG2期で細胞周期が一旦停止し、損傷の修復が試みられます。



このとき、G2チェックポイントの機能を阻害すると、癌細胞の唯一のチェックポイントが失われることになり、癌細胞においては抗癌剤等によるDNA損傷が修復されず、細胞死が誘導されます。

その一方で、正常細胞においては、G1チェックポイントが正常に機能するので、G2チェックポイントの機能が阻害されても正常な細胞分裂への影響が少ないと考えられます。



このような理由から、G2チェックポイントをターゲットとする創薬コンセプトは、副作用の少ない抗癌剤を開発する有効なアプローチのひとつであると考えられています。

(エ) 他の抗癌剤との併用

G2チェックポイント阻害のコンセプトは、DNAに損傷があった場合に起動される損傷修復のしくみが正常細胞と癌細胞とで異なっていることを利用し、その修復機能を癌細胞において選択的に阻害しようとするものです。

したがって、DNAに積極的に損傷を与える一般の抗癌剤や放射線治療を併用することで、このコンセプトによる効果が増大することが期待されます。この特性を活かすため、当社は、研究開発を始めた当初から、放射線や他の抗癌剤との併用を念頭に置いています。

現在、多くの癌腫において、複数の抗癌剤を併用することが標準治療(*)となっており、併用を前提とした薬剤開発は一般的なアプローチであります。

(オ) 複数の薬剤創出の可能性

G2チェックポイントに係るシグナル伝達経路(*)は複数存在しており、DNA損傷の種類や細胞の種類によっては、異なったシグナル伝達経路が利用されていることが明らかになっています。

したがって将来、G2チェックポイント阻害のコンセプトから多種類の薬剤が創出される可能性があると考えられます。また、これら多数の新規薬剤と既存の抗癌剤との組合せを最適化することで、多くの種類の癌に対する治療法が開発できると、当社は考えています。

(2) 創薬ターゲットに合致した当社独自の薬剤スクリーニング法

当社は、上記の創薬ターゲットに合致した、当社独自の薬剤スクリーニング法を有しており、これを用いて候補化合物の探索や最適化を行っています。

G2チェックポイント阻害の結果(現象)に着目したスクリーニング

生きた細胞で起きる現象の多くは、さまざまな分子群が複雑に絡み合ったシグナル伝達経路を介して現れ、また、そのシグナル伝達経路の多くは未解明です。G2チェックポイントに関連するシグナル伝達経路もそのひとつであり、現在まで、特定の分子の機能を抑制することによってG2チェックポイントの動きを特異的(*)に阻害し臨床試験によりその有効性を証明できた例は報告されていません。

薬剤のスクリーニングでは多くの場合、最初のステップとして「ハイスループット(*)スクリーニング」(単一若しくは少数の特定標的分子(*)に対する化合物の活性を高速に分析する技術)を実施し、大量の候補化合物の中から「外れ」を早期にふるい落とす作業を実施しますが、G2チェックポイント阻害のように標的分子を特定できていない領域では適用しづらい特徴を持っています。

これに対し、当社のスクリーニング法は、特定の標的分子に対する活性ではなく、生きた細胞の細胞周期に係る挙動に着目したものです。

細胞の挙動という最終アウトプットを基準とした当社独自の薬剤スクリーニング法は、標的分子があらかじめ特定されている必要がなく、シグナル伝達経路が複雑・未知でも対応が可能という特色を有しています。

当社は、未解明の部分の多いG2チェックポイントの領域においてはこの薬剤スクリーニング法が効果的であると考えており、現在までに当社が保有している薬剤候補化合物パイプラインはいずれも、この薬剤スクリーニング法によって探索・創出されたものであります。

このスクリーニング法には、生細胞を用いるので自動化が難しく、そのためスループットを向上し難いという欠点があります。しかし、そのことが逆に、一般に高いスループットを追求する傾向にある他の製薬企業や創薬企業による模倣や追従に対する障壁となっています。なお、この欠点を克服するために当社は、データマイニング(*)技術等の創薬支援ツールを活用することによって、当社独自のスクリーニング法のスループット向上を図っています。

当社のスクリーニング法で獲得される化合物

上記のとおり当社は、G2チェックポイントを阻害した場合に起きるのと同じ現象（癌細胞を細胞周期G2期にとどまらせず死滅させる一方で正常細胞に影響がないことなど）を起こすことを指標として、化合物の探索・最適化を行っています。

しかしながら、これと同じ現象は、厳密な意味での「G2チェックポイントの阻害」でなくても起きる可能性があります。たとえば、G2チェックポイントの機能は阻害していないにもかかわらずG2期にとどまる時間を短くしている場合などがあり得ます。

したがって、現象だけでは「G2チェックポイントを阻害している」とは言い切れません。

また、一般に、ヒット化合物の多くは活性が低く、そのままでは生体内で薬剤として働くことができないため、生体内で期待どおりの活性を獲得するために、ヒット化合物の構造の一部を改変して「最適化」を行います。この過程で、副作用を増強せず活性を高めるための改良・改変を行ううちに、未知の（したがってG2チェックポイント阻害とは異なるかもしれない）作用メカニズムによる抗癌活性を持つ可能性もあります。

このため当社では、当社のスクリーニング法から獲得されているパイプラインの化合物を「G2チェックポイント阻害剤」とは称しておりません。

とはいえ、これらのパイプラインはいずれも当社が獲得しようとしている「正常細胞に影響の少ない、副作用の小さい抗癌剤候補」であることには変わりなく、抗癌剤として開発する価値のある化合物であると当社は考えておりません。

(3) 当社の開発品目について

当社は現在、CBP501及びそのバックアップ化合物群・CBS9106及びそのバックアップ化合物群・CBS2400シリーズの3つを主な開発パイプラインと位置づけ、事業化を意識した優先順位づけと管理に基づき、それぞれのパイプラインについて開発を進めています。

◆臨床開発段階

パイプライン	単剤／併用	対象癌腫	探索・創出～IND申請	臨床試験			提携企業
				第1相	第2相	第3相	
CBP501	単剤	固形癌	████████████████████				武田薬品
	シスプラチン併用	固形癌	████████████████████				
	シスプラチン・ベメトレキセド併用	悪性胸膜中皮腫	████████████████████				
		非小細胞肺癌	████████████████████				

◆探索・早期開発（*）段階

パイプライン	対象癌腫	探索・創出	最適化	前臨床試験	IND申請	提携企業
CBS9106	未定	████████████████████				なし
CBS2400シリーズ	未定	████████████████████				なし

(ア) C B P 5 0 1 及びそのバックアップ化合物群

C B P 5 0 1 は、当社設立の契機となった G 2 チェックポイント阻害オリジナルペプチド T A T - S 2 1 6 を改良して創出された、ペプチド型 (*) の抗癌剤候補化合物です。

平成17年2月に米国 F D A への I N D 申請が承認され、米国の複数の施設において、単剤による臨床第 1 相試験 (対象：固形癌 (*) 全般) を実施しました。また、これと並行して、平成18年10月から、C B P 5 0 1 と抗癌剤シスプラチンの併用による臨床試験 (対象：固形癌全般) を実施しました。

さらに、シスプラチンとの併用による臨床第 1 相試験、シスプラチン・ベメトレキセドとの 3 剤併用による臨床第 1 相試験を終え、これらの結果を踏まえて現在は、悪性胸膜中皮腫及び非小細胞肺癌を対象として、上記 3 剤併用による臨床第 2 相試験を実施中です。

(イ) C B S 9 1 0 6 をはじめとする C B S 9 1 0 0 シリーズ

C B S 9 1 0 6 は、当社が開発した薬剤スクリーニング法から見出した候補化合物群を最適化して創出した、低分子型 (*) の抗癌剤候補化合物です。

C B S 9 1 0 6 は、培養細胞や動物を用いた実験において、C B P 5 0 1 及びそのバックアップ化合物との併用によって効果の確認された抗癌剤や癌の種類とは異なる組合せで効果が確認されており、C B P 5 0 1 とは独立したパイプラインです。

なお当社は、C B S 9 1 0 6 の開発過程において何らかの障害が発生した場合に備え、C B S 9 1 0 6 の最適化過程で得られた複数の低分子型化合物をバックアップとして保有しています。

当社は現在、C B S 9 1 0 6 について前臨床試験を実施しております。

(ウ) C B S 2 4 0 0 シリーズ

C B S 2 4 0 0 シリーズは、当社が開発した薬剤スクリーニング法から見出された候補化合物に改良を施し創出した、低分子型の薬剤候補化合物群です。

このシリーズは、C B S 9 1 0 6 と同様に低分子型ですが、培養細胞や動物を用いた実験において、C B P 5 0 1 や C B S 9 1 0 6 で効果の確認された抗癌剤や癌の種類とは異なる組合せで効果が確認されており、C B P 5 0 1 とともに C B S 9 1 0 6 とともに独立したパイプラインです。

このシリーズは現在、このシリーズの中で最も望ましい活性を示している化合物 (ヒット化合物) である C B S 2 4 0 2 を軸とした最適化の過程にあります。

(エ) 新規パイプラインの獲得について

当社のような創業企業にとって、新規の開発パイプラインを継続的に創出・獲得するしくみ (以下ではこれを「創業エンジン」と呼びます) の確保は、将来の継続的な成長のために必須のものであります。

当社では、G 2 チェックポイント阻害のメカニズムに着目し、正常細胞に影響が少ない抗癌剤の新規候補化合物を継続的に創出・獲得するために、探索対象化合物を確保し、米国及び欧州で特許化されている当社独自のスクリーニング法を創業エンジンとして、将来の開発候補品となり得る新規化合物の探索研究を継続的に行っています。

また、データマイニング技術等の創業支援ツールを積極的に活用し、当社の競争力の源泉となる創業エンジンの改良・強化に努めています。

(4) 製薬企業との戦略提携について

医薬品の開発プロセスは、通常、長い期間と莫大な費用を必要とします。当社のような創業企業が、基礎研究・臨床開発・製造・上市・販売及び上市後のフォローアップなどを単独で行うことは困難であることから、製薬企業等との間で適切な提携関係を構築し、固定費の増加を回避しつつ将来の継続的な開発・承認・上市に至る体制の確保を図るのが一般的な戦略です。

創業企業と製薬企業等がこのような役割分担を行うようになった背景として、分子生物学を主体とした生命科学の発達により、従来とは異なり、個々の研究テーマに対する専門性の高い研究力が求められるようになったことが挙げられます。実際に米国などでは、有力な新薬の多くが創業企業によって開発され、又は創業企業からのライセンス供与などの形で創業企業と戦略提携した製薬企業等によって開発されており、この役割分担の形は世界的な標準となっていると言えます。

また、創業企業と製薬企業等との戦略提携は、両者のリスク分担や利益配分などの考え方を反映し、特許等の排他的な実施権を供与する対価としてロイヤリティを得る形態 (いわゆるライセンスアウト) のみならず、さまざまなバリエーションが存在します。

当社は、平成19年3月30日、武田薬品工業株式会社 (武田薬品) との間で共同事業化契約を締結し、C B P 5 0 1 の事

業化（開発、販売）を共同で実施する内容の戦略提携を構築しました。

当社と武田薬品との共同事業化契約は、単純なライセンスアウトではなく、米国においては、開発のリスクを両者で分担し、販売後の利益を両者で分配する旨を定めております。

グローバルな製薬企業である武田薬品との提携により当社は、臨床後期開発（*）から販売に至るパートナーを得て、臨床開発のスピードアップと内容の充実が図れるとともに、当社の開発リスクを分散低減でき、併せて当社の中長期的事業基盤が強化されたと考えています。

共同事業化契約の概要は以下のとおりです。

対象物	地域	効能	アライアンス形態	開発形態 開発費負担	当社収益	
					上市前	上市后
CBP501 および バックアップ 化合物	全世界	初期効能	共同開発 共同販促	共同開発 武田薬品 80% 当 社 20%	<ul style="list-style-type: none"> ・契約一時金 (株式取得を含む) ・マイルストーン ・バックアップ 研究費 	<ul style="list-style-type: none"> ・正味利益の分配 (経費も同様に分配される)
		追加効能				開発権供与 (ライセンス アウト)
	その他 地域 (ROW)	初期効能及び 追加効能	<ul style="list-style-type: none"> ・ロイヤルティ (階層逓増型) 			

契約期間

契約締結日（平成19年3月30日）から、最終のロイヤルティ支払いが完了した日、又は、米国において医薬情報活動及び販売促進活動の共同実施（以下「共同販促」）が終了し正味利益及び経費の分配が完了した日のいずれか遅い日まで。

アライアンス形態

当社は、CBP501及びそのバックアップ化合物群を対象物とし、癌その他の腫瘍を対象疾患（契約締結時の対象効能（以下「初期効能」）は悪性胸膜中皮腫及び非小細胞肺癌）とした全世界における商業化に関する独占の実施権を武田薬品に許諾しました。

この独占の実施権には、第三者（武田薬品の関係会社を含む）に対する、対象物の商業化に関する再実施許諾権も含まれます。

対象物に関する特許は、共同事業化期間中は武田薬品に譲渡され、同社の名義及び費用負担で権利化、維持及び保全が行われます。特許出願、維持及び保全を行う国又は地域は当社との協議の上で決定され、保全がなされなかった国又は地域については、当社の希望に基づき特許が返還されます。また、同契約が終了した場合も同様に、当社の希望に基づき特許が返還されます。

武田薬品は、譲渡を受けた特許に基づき、全世界において独占的に、関係会社を含む第三者への実施許諾を含め、対象物を開発・製造・販売・使用及び輸出入することができます。

また、武田薬品は、バックアップ化合物の開発を希望する場合、一定の条件下で、当該バックアップ化合物につき独占の実施許諾を受けることができます。

開発及び販売の形態

米国においては、共同開発及び共同販促を実施します。米国における初期効能に係る開発段階においては武田薬品80%・当社20%の比率で経費を分担し、上市後は、正味売上高（総売上高から売上値引等の販売付随コストを控除したもの）に対し発生するロイヤルティとは別に、正味利益（正味売上高から経費（製造原価、当社に対し支払われるロイヤルティ等）を控除したもの）及び経費が、武田薬品80%・当社20%の比率で分配されます。

なお当社は、一定の条件の下で、米国における初期効能に係る開発費用並びに米国における経費の20%相当額の全部を負担しないことを選択できる権利を有しております。かかる権利を行使した場合、正味利益の分配並びにロイヤルティが変更されます。

米国における追加効能（初期効能以外の効能）に係る開発、並びに、その他の地域（以下「ROW」）における初期効能及び追加効能にかかる開発は、武田薬品が単独で実施し、上市後は当社に対するロイヤルティのみが発生します。

(ア) 契約一時金 11,855,000円、
並びに第三者割当増資引受による株式取得（取得総額222,525,000円）

(イ) 開発費分担

米国における初期効能の開発費は、その80%を武田薬品が、20%を当社が、それぞれ負担します。

なお、当社は、当該開発費用を負担しないことを選択できる権利を有しております。米国における追加効能ならびにROWにおける初期効能及び追加効能に係る開発費は、その全額を武田薬品が負担します。

(ウ) バックアップ研究費

バックアップ研究の対価として当初3年間で総額500万米ドルが武田薬品から当社に支払われます。

(エ) マイルストーン

1. CBP501

開発の進展に応じて9イベント、合計1,500万米ドルが武田薬品から当社に支払われます。

イベントの例：

- ・ いずれかの国で最初に実施される非小細胞肺癌に係る臨床第3相試験における最初の患者への投薬開始時・・・100万米ドルが武田薬品から当社に支払われる。
- ・ 米国における、非小細胞肺癌に係る販売許可申請の受理時・・・200万米ドルが武田薬品から当社に支払われる。

2. バックアップ化合物

武田薬品がバックアップ化合物の開発を希望する場合、開発の進展に応じて2イベント、合計150万米ドルが武田薬品から当社に支払われます。

当社の負担により臨床開発した後に採用された場合には、上記マイルストーンに加え、採用までに当社が負担した当該バックアップ化合物の臨床試験費用の80%相当額が支払われます。

(オ) ロイヤルティ

米国：9%、ただし、米国において追加効能に係る販売許可が取得された場合、年間正味売上高を階層に分け、階層逡減型（年間正味売上高の階層が上がるほどロイヤルティ料率が減少（9～0%）するよう設定）のロイヤルティ料率が適用されます。

米国における年間正味売上高	ロイヤルティ料率
1億5千万米ドル以下の部分	9%
1億5千万米ドル超 3億米ドル以下の部分	4.5%
3億米ドル超の部分	0%

ROW：ROWにおける年間正味売上高を階層に分け、階層逡増型（年間正味売上高の階層が上がるほどロイヤルティ料率が増加（8～14%）するよう設定）のロイヤルティ料率が適用されます。

ROWにおける年間正味売上高	ロイヤルティ料率
1億5千万米ドル以下の部分	8%
1億5千万米ドル超 3億米ドル以下の部分	10%
3億米ドル超 4億5千万米ドル以下の部分	12%
4億5千万米ドル超の部分	14%

なお、当社が一定の条件の下で米国における初期効能に係る開発費用並びに米国における経費の20%相当額の全部を負担しないことを選択した場合には、米国におけるロイヤルティの料率はROWと同一の内容に変更されます。

ロイヤルティの対象期間

販売国ごとに、発売日から次のいずれか長い期間、

- (1) 特許の全部が満了若しくは失効し、又は無効が最終的に確定する日
- (2) 販売国の規制により後発品が上市されずに独占的販売が可能な期間が満了する日
- (3) 発売日から10年が経過した日

(カ) 米国における正味利益及び経費の分配

共同販促の実施期間中、米国における正味利益及び経費を、武田薬品80%、当社20%の比率で分配します。

なお、当社が米国における初期効能に係る開発費用並びに米国における経費の20%相当額の全部を負担しないことを選択した場合には、正味利益及び経費の分配は行われません。

米国における共同販売

(ア) 米国において対象物を含有する製品（以下「本製品」）の販売許可を取得した場合、武田薬品と当社にて米国における本製品の販売につき共同販促を行います。

(イ) 当社において、合併、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、会社分割、株式交換若しくは株式移転を決議した場合、又は総株主の議決権数の3分の1以上を有する者が現れた場合その他株主構成に著しい変動が生じた場合、武田薬品の判断により、米国における共同販促を終了されることがあります。この場合、ロイヤルティ料率並びに正味利益及び経費の分配等は、当社が米国における初期効能に係る開発費用並びに米国における経費の20%相当額の全部を負担しないことを選択した場合と同じく変更されます。

契約の終了、解約及びその場合の取扱い

(ア) 一般的な解約条件

両者はいずれも、相手方に契約上の義務の不履行があり当該不履行の是正を求める催告から60日以内に是正がなされない場合等は、相手方への書面による通知により共同事業化契約の全部又は一部を直ちに解約することができます。

(イ) 武田薬品は、次に掲げる事由により商業化が困難と判断した場合、当社に対しその理由を合理的に説明した上で、共同事業化契約を国又は地域毎に解約できます。

1. 合理的な有効性基準の未達成
2. 重大な安全上の問題の発生
3. 規制当局による中止又は保留の命令又は提案
4. 類似製品間での、重大な競争上の問題の発生
5. 第三者特許等への抵触による、重大な商業上の懸念の発生

(ウ) 開発が中止された場合の取扱い

共同事業化契約に基づく開発が中止され、当社が研究開発継続を希望する場合には、対象物の開発は当社へ引継がれ、譲渡した特許については速やかな返還を受けます。

なお、CBS9106をはじめとする後継パイプラインについては、最も先行するCBP501の開発・上市の動向とこれに伴う当社の財務状況等の事情を見据え、自社リスクで後期臨床開発まで進めて高い利益を確保するか、CBP501と同様に早期に製薬企業等と戦略提携を構築してリスクと利益を分担するかを選択します。

(5) 研究開発における外部機関との連携について

当社は、癌領域に絞り込んだ創薬を自社独自の創薬エンジンを基に実施する創薬企業として、基礎研究から臨床開発・上市に至る各ステップにおいて、上記の武田薬品との戦略提携以外にも、外部との提携関係（委委託関係を含みます）を活用しています。

基礎研究及び最適化の段階においては、最適化の過程で必要となる新規候補化合物の合成業務を、この領域において経験豊富な企業に委託しています。

臨床開発においては、抗癌剤の臨床開発を専門とするCROとの緊密な提携関係により、フレキシブルな臨床試験運営が可能になっています。

また、当社は、抗癌剤の臨床開発に係る経験を豊富に持つなど当社の研究開発への貢献が期待できる科学者による科学顧問会議（以下「SAB」といいます）を組成しています。SABのチェアマンであるダニエル・D・ヴァンホフ教授は、全米癌学会会長・米国癌治療学会会長を歴任した著名な癌臨床研究者で、これまで20年以上にわたり多数の抗癌剤の臨床試験に携わっています。同氏を議長とするSABミーティングは、平成14年3月の発足以来、年2回定期的に開催され、当社の研究開発全般に関する情報交換や議論を行っています。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
19(1)	35.2	2.9	6,163

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

(用語解説)

価値連鎖	<p>製品が消費者に届くまでの付加価値を生み出す連続した価値創造プロセスのこと、バリューチェーン。</p> <p>創薬の価値連鎖、すなわち、創薬から製薬に至る領域の価値創造（事業化）プロセスにおいて、創薬企業は一般に、「化合物の発見と最適化」から「臨床早期開発」段階の事業活動を行い、新薬の製品化による製造販売を目的とする製薬企業へ技術または知的財産権を事業提携等の形で移転して、その対価を受領すると理解されている。</p>
薬剤スクリーニング法	<p>スクリーニングとは一般に「ふるい分け」を意味し、多数の対象物の中から一定の条件に合致するものを選び出す作業をいう。</p> <p>創薬の初期段階では、大量の化合物ライブラリ（対象となり得る化合物を一つずつ作って評価するのは効率が悪いので、多種類の化合物からなるパッケージを予め準備しておき一斉に評価することが多い。そのためのパッケージを「ライブラリ」と呼び、コンピューター上で構築される仮想分子構造の集合体「バーチャルライブラリ」の場合もある）を用いた候補化合物の初期スクリーニングから、見出された化合物の最適化に至るまで、多段階のスクリーニングが繰り返される。</p> <p>スクリーニングに利用する技術や選別基準の設定などを総称して「スクリーニング法」という。この効率と精度が創薬活動の競争力の源泉のひとつとなるため、一般に、自社の目的に合致した薬剤スクリーニング法を有することは創薬企業にとって重要なポイントとされる。</p>
病態モデル動物	<p>非臨床試験で候補化合物の薬効薬理作用を評価するためには、実験動物がヒトの病気と同様の状態になっている必要がある。このような動物を「病態モデル動物」という。抗癌剤の研究開発においては一般に、免疫不全マウスにヒト腫瘍片を移植して作製される。</p>
非臨床試験	<p>ヒトを対象として実施される臨床試験にデータを提供する目的で、主に動物を対象として実施される試験の総称。</p> <p>「前臨床試験」と総称されていたこともあるが、臨床試験開始後にも行われることから、現在は総称の場合には非臨床試験と呼ぶのが一般的である。</p> <p>非臨床試験のうち、許認可当局へのIND申請に必要なデータを収集するために許認可当局の定めた基準に則って実施される試験について特に「前臨床試験」ということが多い。</p>
薬物動態試験（吸収／分布／代謝／排泄）	<p>薬物の生体内での挙動（薬物動態）を調べる試験。薬物動態は、薬物が消化管などから「吸収」され、さまざまな臓器・組織に「分布」し、肝臓などで「代謝」され、腎臓などから「排泄」される4つの段階に大別される。ヒトでは、おもに血中濃度の測定によってこれらの挙動を観察する。それぞれの英語表記の頭文字から「ADME」とも呼ばれる。</p>
薬力学試験	<p>臓器や組織に分布して作用部位に到達した薬物がどのように機能して薬理作用を発現するかを調べる試験。</p>
DNA	<p>デオキシリボ核酸。遺伝情報をコード化して保持している生体高分子物質。ヒトでは約30億個の塩基対からなる。</p> <p>DNAには、正常な状態でも1細胞につき1日あたり数万から数十万回の頻度で損傷が発生することが知られている。</p> <p>損傷が修復されないと細胞の機能不全や癌化の原因となる。これを防ぐために細胞内には、損傷の検出・修復・修復不能時の細胞死誘導など、さまざまな機構が存在する。</p>
シグナル伝達経路	<p>細胞内で酵素や蛋白質などの要素（分子群）が連鎖的に反応することにより情報信号が伝達・変換される経路を指す。パスウェイ、カスケードともいう。</p>

特異的	ある特定の対象のみに働き、他の対象に影響を及ぼさないこと。ここでは、化合物が特定の作用のみを有することを指す。
スループット	効率。 医薬品開発の領域では、高効率スクリーニングを指す「ハイスループットスクリーニング」の形で多く用いられる。
標的分子	生体内の特定の分子の機能を抑えることで効果が期待できる場合、その特定の分子は創薬のターゲットとなり得ることから「標的分子」と呼ばれる。 分子標的薬剤開発（標的分子を予め定めて薬剤を創出しようとするもの）によって得られる薬剤に限らず、多くの薬剤には、作用メカニズムを探ると何らかの標的分子が存在する。
データマイニング	蓄積されたデータベースから、統計学、人工知能などの解析手法を用いて有用な情報を抽出する技術。 当社においては、多数の測定実験結果から未測定化合物の活性を予測するためにこの技術を利用している。
バックアップ化合物	候補化合物の開発を中断または中止した場合のリスクを低減するために保有しておく化合物。開発中の候補化合物と類似した化合物を有するのが一般的であるが、求められる内容は候補化合物の状況によって異なる。
固形癌	血液に発生する「血液癌」以外の、臓器・組織に発生する癌。
悪性胸膜中皮腫	肺を包む「胸膜」の表面を覆っている「中皮」から発生する癌。 アスベスト（石綿）曝露により発生することが知られている。 治療には、外科療法（手術）、放射線療法、化学療法（抗癌剤治療）及び対症療法があり、外科療法で全病変を取りきることが困難な場合には、放射線療法や化学療法が行われる。 進行した悪性胸膜中皮腫は隣接する肺への浸潤（周囲の組織や臓器を徐々に侵し広がっていくこと。違う場所に到達して新しい腫瘍が形成される「転移」とは異なる）を来たすため、進行した悪性胸膜中皮腫と肺癌とは類似したものと考えられている。
非小細胞肺癌	小細胞癌以外の肺癌。 肺癌の約80%を占め、「腺癌」「扁平上皮癌」「大細胞癌」などに分類される。 喫煙、受動喫煙、放射性気体曝露などにより発生するとされる。
ペプチド型／低分子型	明確な定義はないが、一般には分子量1,000から10,000近辺を境界として、それ以下の分子量の化合物を低分子、それ以上の分子量の化合物を高分子という。 医薬品の領域では、概ね分子量数百から数千のものを低分子（型）化合物といい、従来の医薬品の多くは低分子化合物である。 なお、核酸医薬、抗体医薬など（いずれも高分子化合物）との区別の意味で、それら以外の化合物が「低分子化合物」と呼ばれることもある。 ペプチドとはアミノ酸が結合した分子で、その大きさは多様。 CBP501の分子量は1929.1であり、分子量のみからは低分子型ともいえるが、アミノ酸が12個結合したペプチドであることから、一般の低分子型化合物と区別するためにペプチド型としている。

臨床早期 / 後期開発	明確な定義はないが、医薬品開発において、候補化合物の潜在能力が明らかになるまでの期間（概ね臨床第1相試験から臨床第2相試験近辺まで）を「臨床早期開発」「開発早期段階」、それ以降の開発を「臨床後期開発」「開発後期段階」と呼ぶことが多い。
シスプラチン / プラチナ製剤	シスプラチンは、1978（昭和53）年に米国・カナダ等で承認された抗癌剤。日本では1983（昭和58）年に承認された。比較的多くの癌腫に効果があるとされている。主な副作用は腎毒性など。 同様にプラチナ元素を含む化合物であるカルボプラチン、ネダプラチン、オキサリプラチンなどとともに、「プラチナ製剤」と総称される。
ペメトレキセド	抗癌剤のひとつで、葉酸の代謝を阻害することで細胞に傷害を与える。商品名はアリムタ（イーライリリー社）。2004（平成16）年に米国で承認された。日本での承認は2007（平成19）年。 現在、米国においては、悪性胸膜中皮腫及び非小細胞肺癌（非扁平上皮癌）に対して、いずれもシスプラチンとの併用が第一選択薬として承認されている。
標準治療	科学的根拠に基づき、現時点で利用可能なうち最良と考え得る治療であることが専門家（各分野の学会や許認可当局関連研究所など）によって示され、使用が推奨され、広く受け入れられている治療方法。 化学療法が選択された際に最初に投与する治療薬（ひとつまたは複数の組み合わせ）を「第一選択薬」「ファーストライン」という。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当期における経済情勢は、米国のサブプライムローン問題を契機とした世界的な金融環境の悪化が実体経済にも大きく影響を及ぼした結果、企業業績の悪化や雇用不安など、景気の見通しに不透明感が増してまいりました。ここへ来て、対外経済環境の改善、政府による経済政策の効果等により、国内景気回復への期待が膨らむ一方で、企業活動レベルは引き続き低水準で推移しており、雇用情勢、個人消費の一層の悪化が懸念されています。

この状況を受け、当社の属する医薬品業界においても、数年来続いてきた世界的な医療費抑制の流れがさらに加速し、全般的には厳しい経営環境が続いております。一方、癌領域では、患者数の増加見通しや、ブロックバスターとなった新規抗癌剤のめざましい成長などもあって、世界的な大手製薬企業の多くが抗癌剤を重点領域としており、これら企業のパイプライン拡充や研究開発コスト削減等を目的とした合従連衡や創薬企業との提携等の動きは、これまでどおり活発に推移しております。

このような環境の中、癌をターゲットとした医薬品の研究開発を行っている当社は、当社が創製し開発中のCBP501について、武田薬品工業株式会社（「武田薬品」）との共同事業化契約に基づき、米国での臨床試験に注力しており、平成20年5月から進めていたCBP501・シスプラチン・ペメトレキセドの3剤併用による臨床第1相試験で安全性を確認したことを踏まえ、同年10月にCBP501・シスプラチン・ペメトレキセドの3剤併用による臨床第2相試験（対象：悪性胸膜中皮腫）を、平成21年6月には同じ3剤併用による臨床第2相試験（対象：非小細胞肺癌）を、それぞれ開始いたしました。さらに、かねてより実施してきたシスプラチンとの2剤併用による臨床第1相試験で薬効の兆候が見られた癌腫について、被験者数を拡大して臨床第1相試験を実施いたしました。

当社は、CBP501及びそのバックアップ化合物（CBS9106、CBS2400シリーズなど後続パイプラインを含みません）に関して平成19年3月に武田薬品と共同事業化契約を締結しており、上記の米国におけるCBP501臨床開発は、同契約締結後、武田薬品と共同で進めております。同契約に基づき武田薬品から応分の負担を得られるため、当社のCBP501開発に係る費用（販売費及び一般管理費に分類される費用を含む）は相応に軽減されております。

また、当社の薬剤スクリーニング法から見出されたパイプラインであるCBS9100シリーズについては、リード化合物CBS9106の前臨床試験を平成21年6月に開始しております。

さらに、後続パイプラインの創出につきましては、平成21年4月、日本電気株式会社から、当社の創薬パイプライン創出・拡充の推進力として、日本電気株式会社が開発したデータマイニング技術と能動学習法をベースとする医薬品候補物質探索技術「ChemMiner(TM)」の技術導入を決定し、これを活用して新たなパイプラインの創出に努める傍ら、当社の競争力の源泉となる創薬エンジンの改良・強化に努めてまいりました。

これら臨床開発に関する費用を含めた当事業年度における研究開発費は、304,970千円（前年同期比25.2%増）となりました。販売費及び一般管理費は、102,514千円（前年同期比57.5%増）となり、研究開発費と合わせた事業費用は、407,484千円（前年同期比32.0%増）となりました。

一方、武田薬品と締結している共同事業化契約に基づくバックアップ研究費収益により、当事業年度の事業収益は161,765千円（前年同期比4.9%減）となりました。

この結果、当事業年度における営業損失は245,719千円、経常損失は221,698千円となり、当期純損失は222,675千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下この項で「資金」といいます）は、前事業年度末に比べ166,916千円増加し、533,580千円（前年同期比45.5%増）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により減少した資金は220,141千円（前年同期比55.0%増）となりました。主な資金増加要因としては、減価償却費40,546千円、臨床試験等の外部委託に係る未払金の増加25,060千円、前受収益の増加36,015千円、利息の受取額12,158千円がありました。一方で主な資金減少要因としては、税引前当期純損失221,698千円、臨床試験等の外部委託に係る前渡金の増加97,933千円がありました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により増加した資金は387,061千円（前年同期は245,783千円の減少）となりました。主な資金増加要因は、定期預金の払戻総額と預入総額の差額400,000千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において当社は、前事業年度と同様に借入金や株式の発行等の資金調達を行っておりませんので、記載すべき事項はありません。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりであります。

当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)	
販売高(千円)	前年同期比(%)
161,765	95.1

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日)		当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
武田薬品工業株式会社	170,178	100.0	161,765	100.0

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 当社の特徴と現状の認識について

当社は、細胞周期に関する研究成果をもとに、正常細胞に影響が少ない抗癌剤の開発を目指し、その作用メカニズムの候補と考えられるG2チェックポイント阻害のメカニズムに着目して研究及び開発を行っている、創業企業です。

特定領域に絞り込んだ創薬を自社独自の創薬エンジンを基に実施することにより、技術とプロダクトの両方を自社で創出するのが創業企業であり、創薬エンジンを持たず開発途上の化合物を外部から導入して一定の開発ののち製薬企業へ導出する企業とは大きく異なるビジネスモデルを有しております。

この付加価値の高いビジネスモデルを完成させ、企業価値の最大化を図るため、当面の対処すべき経営課題及びその解決に向けた取組みを以下のとおり認識し実施しております。

(2) 当面の対処すべき課題と対応方針・具体的な取組状況

《事業活動において対処すべき課題と対応方針・具体的な取組状況》

[a] CBP501の臨床試験推進

バックアップ研究などにより開発リスクの分散や低減は図っているものの、CBP501は当社の将来の事業計画において最初の上市品と想定している化合物であり、この開発の成否が当社事業計画の実現の鍵を握っていると言えます。失敗・遅延のリスクを最小限に抑え、かつ、最も早期に適切な適応によるNDA承認を受け、CBP501の上市を実現することが、当社の事業活動において最も重要な課題であります。

当社は現在、平成19年3月に武田薬品と締結した共同事業化契約に基づき、同社との強固なパートナーシップのもとでCBP501の臨床試験を実施することにより、リスクの最小化と開発の加速を図っております。

[b] CBP501の適応拡大

医薬品市場においては、一品目のプロダクトライフサイクル全体から生み出される価値を最大化するため、既に上市された薬剤について当初承認を受けたのとは異なる新たな効能や投与方法等でも承認を得て、適応を拡大していく戦略が一般的です。特に抗癌剤においては、医療現場におけるニーズの高さなども相まって、適応拡大戦略は製品価値を高める有力な手法とされており、上市された抗癌剤の多くにおいて対象とする癌や併用する薬剤をさまざまに変更した適応拡大が試行され、この成否が、当該薬剤を保有する企業の価値に大きく影響しております。

CBP501は現在、武田薬品との共同事業化契約に基づき、悪性胸膜中皮腫及び非小細胞肺癌をターゲットとして共同事業化を進めておりますが、早期の適応拡大による収益最大化のために、これらのターゲット以外の効能に関するデータの収集等に努め、CBP501の適応拡大に係る開発を積極的に推進していく方針です。

[c] 許認可当局の定める臨床試験の基準に準拠する体制のさらなる充実

医薬品の研究開発は、許認可当局の定める基準に準拠して進めなければなりません。

当社は、設立直後からこの基準に準拠する体制の構築を強く意識しており、過去の開発においてそれぞれの時点で必要な基準に準拠して事業活動を行ってまいりました。今後も、SOP（研究開発に関する標準操作法）の見直し・改訂を含め、準拠体制のさらなる充実と強化に努めていく方針であり、研究開発部臨床開発担当の増員、品質管理担当者の設置と継続的な全社教育により、この課題に取り組んでおります。

[d] CBS9106のIND申請のための非臨床試験推進

CBS9106は、当社独自の薬剤スクリーニング法により見出された薬剤候補化合物であり、現在、前臨床試験（許認可当局の定めた基準に準拠した非臨床試験）を実施しております。

当社は、CBS9106の非臨床試験の推進と早期のIND取得を実現するために、CBP501で蓄積したIND承認の経験を踏まえつつ、さらにプロジェクト管理を徹底して、効率的かつ信頼性の高い非臨床試験の推進に努める方針です。

[e] 創薬エンジンの改良・充実

当社のような創薬企業にとって、新規の開発候補化合物パイプラインを継続的に創出・獲得し候補化合物の最適化を実施する創薬エンジンは競争力の源泉であり、その改良と充実は将来の継続的な成長のために必須のものであります。

当社ではこれまで、米国及び欧州で特許が発行されている当社独自の手法をもとにした薬剤スクリーニング法を創薬エンジンとしてC B P 5 0 1、C B S 9 1 0 6を創出し、現在もC B S 2 4 0 0シリーズの最適化を進めています。

今後、データマイニング技術等の創薬支援ツールを積極的に活用するなどにより、当社の創薬エンジンの効率性や精度をより高め、G 2チェックポイント阻害の領域で獲得した先行者優位を確立し、さらに将来的な継続性ある競争力の強化を図っていく方針です。

《経営基盤において対処すべき課題と対応方針・具体的な取組状況》

[a] 重厚な開発戦略の構築と推進

当社と武田薬品との共同事業化契約により、当社と武田薬品は、世界の抗癌剤の主戦場である米国市場において共同開発と共同販売を行い、利益を按分する傍らコストも応分に負担することとなっており、この展開を支えるための資金調達は当社にとって重要な課題であります。また、抗癌剤の一般的なマーケット拡大手法である適応拡大戦略を採用し重厚な開発ポートフォリオを組み上げるためには、最先行品の上市による収益を得る以前から後期臨床開発を同時に複数進行させておくことが必須であり、そのための資金を確保する必要があります。

また、後続パイプラインであるC B S 9 1 0 6は現在IND申請のための前臨床試験の段階にあり、今後の資金需要が予測されます。さらに、今後の継続的な研究開発パイプライン戦略を実現するために、新規開発候補化合物の創出・獲得にも注力する必要があります。

当社は、株式上場による調達資金の一部を上記資金需要に充てるほか、上場に伴う知名度・信用度の向上を活用してこれらを実現するための情報収集と必要資金確保に努めるとともに、この推進を支える体制の整備を積極的に行う方針です。

[b] 株式上場とIR・PRの推進

当社はこれまで、ベンチャーキャピタル及び事業会社向けの第三者割当増資により資金を調達してきました。今後は、株式上場により必要な資金を獲得するとともに、上場に伴う知名度・信用度の向上を活かした機動的な経営資源調達活動を推進し、経営の安定化と企業価値の向上を目指します。また、パブリックカンパニーとして求められる適時開示体制を構築・運用しIR活動を展開すると同時に、ステークホルダーに対するPR活動も積極的に展開する方針です。

[c] 内部統制体制の強化

上場後は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応等のため、当社の内部統制体制をさらに強固なものにする必要があります。

今後当社は、研究開発部と管理部のデータ連携を図るなどにより、財務報告の信頼性を確保する仕組みを強化・拡充する方針です。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、当社として必ずしも重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項記載以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスクの全部を網羅したものではないことにご留意いただく必要があります。

なお、文中の将来に関する記載は本書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 創薬・医薬品開発事業全般に関するリスク

当社は、自社創出の薬剤候補化合物群を医薬品として開発する事業を主業務としております。

医薬品の研究開発の分野は、巨大製薬企業をはじめとする多数の強力な競合が存在し、さらに当社を含むいわゆる創薬ベンチャー企業が技術革新の質とスピードを競い合う業界であります。また、開発から製造及び販売に至る過程では、多くの規制に従って、長期間にわたり多額の資金を投入して事業活動を推進する必要があります。その将来性は不確実性を伴うものであり、当社の現在及び将来における事業についてもこのようなリスクが附随しております。

(1) 医薬品開発の不確実性について

製品上市に至る医薬品開発の過程は長期かつ多額の費用を要するもので、開発が成功する確率は決して高くなく、開発のいずれの段階においても中止や遅延の判断をすることは稀ではありません。医薬品開発においては、様々な開発過程を段階的に進めていく必要があり、それぞれの段階において、開発続行の可否が判断されます。一般的に、その開発途上で中止の決定を行うことは稀なことではなく、開発が順調に進み製品化される確率は低いものとされております。

このリスクを低減・分散するため、一般には開発パイプラインを複数保有し、かつ、それぞれの開発パイプラインにバックアップ化合物を保有することによって、ひとつの開発候補化合物の開発において何らかの障害が発生した場合の対応策とすることが行われています。

当社におきましては、CBP501及びそのバックアップ化合物群・CBS9106及びそのバックアップ化合物群・CBS2400シリーズの、互いに独立した3つの開発パイプラインを持つことによって、臨床開発過程において何らかの障害が発生した場合の事業遂行上のロスを最小限に留めるよう努めております。

しかしながら、当社のような規模の創薬企業にとって、ひとつのパイプラインが開発から脱落することはきわめて大きな影響があります。また、バックアップの類似化合物といえども臨床開発上は新規の化合物として取り扱われることから、当該臨床試験には遅延が生じることとなります。障害発生までに獲得した類似化合物での知見を活用することにより遅延の幅や遅延に伴う追加費用を縮小できる可能性はあるものの、研究開発に当初予想以上の期間及び費用がかかることは否めず、その場合には当社の財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 収益の不確実性について

当社が開発を進めている製品の販売から収益を得るには、当社が単独又は第三者と共同で、市場性のある医薬品の開発、許認可当局からの承認、製造及び販売のすべての段階において成功を収めることが必要であります。当社は、これらの活動において成功しない可能性があり、また、成功したとしても、当社の事業活動を継続するために必要な採算性を確保する十分な収益を得ることができない可能性もあります。

当社は現在、臨床試験段階のパイプライン 1 品目、IND申請のための非臨床試験段階のパイプライン 1 品目、最適化段階のパイプライン 1 品目を有し、これらの開発を推進し製品上市に至ることによって売上高又はロイヤルティ等による事業収益を獲得するべく事業活動を行っております。しかしながら、現時点において製品販売に関する売上高はなく、現実に製品として上市するまでには相当の期間を要すると予想され、また、現実に製品として上市される保証はありません。

なお、当社は、現時点で想定している適応疾患の選定や提携手法・マーケティング手法等について、既承認の抗癌剤の市場規模やマーケティング実績等をもとに十分に将来の採算性を見込めるものと判断しておりますが、万一この判断が誤っていた場合、あるいはこの判断の基礎となる状況に変化が発生し当社がその変化に迅速に対応できなかった場合には、当社の財政状態、経営成績に大きな影響を与える可能性があります。

(3) 遵守すべき法的規制等及び医療保険制度等の不確実性について

当社の事業計画は、薬事法をはじめとする現行の法的規制及び医療保険制度、それらに基づく医薬品の価格設定動向等を前提としております。

また、たとえば「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」など、当社の事業活動において遵守すべき法的規制等についても、現行の内容を前提として事業計画を策定しております。

しかしながら、当社が開発を進めている製品が現実に製品として上市されるまでには相当の期間を要し、その間これらの規制や制度・価格設定動向等が変動しない保証はありません。もしこれらに大きな変動が発生した場合には、当社の計画する経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 潜在的な競合について

当社の潜在的な競合相手は、主要な製薬企業、バイオ関連企業、大学、その他の研究機関等多岐にわたります。それら競合相手の中には、技術力、マーケティング力、財務状況等について当社と比較して優位にある企業が多数あり、当社開発品と競合する医薬品について、有効性の高い製品を効率よく生産及び販売する可能性があります。

したがって、許認可当局によって当社の製品候補の販売承認が得られた場合であっても、これら競合相手との競争次第で、当社の計画する経営成績に影響をきたす可能性があります。

(5) 賠償問題発生リスクについて

医薬品の臨床試験を実施する際には、薬剤による副作用などに伴う賠償問題が発生するリスクが伴います。これに関し当社は、必要と認める損害保険への加入などによって、このような事態が発生した場合の財政的負担を最小限にするべく対応しております。しかしながら、賠償額が当該保険により補償される範囲を超える可能性は否定できず、その場合には財政状態及び経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

また、医薬品の開発及び製造には、製造物責任賠償のリスクが内在します。当社は将来、開発したいずれかの医薬品が健康被害を引き起こし、又は臨床試験、製造、営業若しくは販売において不適当な点が発見された場合には、製造物責任を負い、当社の業務及び経営成績、財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、製造物責任賠償請求がなされることによるイメージ低下により、当社及び当社の医薬品に対する信頼が損なわれ、当社の事業に影響を与える可能性があります。

2. 当社事業遂行上のリスク

(1) 提携契約に依存した事業収益計画について

当社は、現時点で、製薬企業との提携契約による事業収益及び研究開発費の分担に依存した事業収益計画を有しております。しかしながらこのような提携契約は、相手先企業の経営環境の極端な悪化や経営方針の変更など、当社がコントロールし得ない何らかの事情により、期間満了前に終了する可能性があります。

上記のような事態が発生した場合には、他の製薬企業との新たな提携等により当社事業計画への影響を最小限に食い止める所存ではありますが、これが適時に実現する保証はなく、その場合には当社の事業計画推進に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、一般に当社のような創薬企業と製薬企業との提携においては、製品上市前の収益として、「契約一時金」「開発協力金」「マイルストーン」を見込むものとなりますが、このうちマイルストーンは所定の成果達成に基づく収益であることからきわめて不安定で予測の困難な収益であり、開発の進捗に遅延が発生した場合には当社の当面の事業収益見込みに影響を及ぼす可能性があります。

(2) 武田薬品との提携契約への依存について

当社が現時点で有している製薬企業との提携契約は、C B P 5 0 1 について武田薬品と平成19年3月30日に締結した共同事業化契約のみであります。

同契約の内容は、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (4)製薬企業との戦略提携について」並びに「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 C B P 5 0 1 の共同事業化に関する契約」に記載のとおりであります。

同契約が解除その他の理由で終了した場合や、同契約で予定されている開発や販売活動の全部又は一部が何らかの理由で停止した場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、同契約に基づく事業活動に関する武田薬品の経営判断が不誠実なものであったり、当社にとって合理的といえないものであるなど、当社の想定と異なった場合には、当社の希望どおりの事業活動ができず、若しくは制約を受け、その結果、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は今後、C B S 9 1 0 6 をはじめとする後続パイプラインに係る製薬企業との提携契約の獲得に努め、既存の提携契約への依存度を低減するよう努めてまいります。その場合にも、当社のビジネスモデル上、限られた少数の提携企業との契約に依存した事業計画を有する状況はその後長期にわたって続くものと考えられます。

当社は、これらの契約については、当社にとって不利な契約改訂が行われた場合又は契約期間満了、解除、その他何らかの理由により契約が終了した場合にも当社の経営成績に与える影響が軽減される条項を盛り込むよう努めておりますが、かかる条項をもってしても当社の経営成績に及ぼす影響を完全に回避することはできません。

また、提携契約が終了した場合に当該パイプラインに係る代替の提携契約を獲得できる保証はなく、また、代替の提携契約を獲得できたとしても、開発スケジュール及び開発費用に大きく影響する可能性があり、その結果、当社の研究開発の推進、財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) C B P 5 0 1 臨床試験データについて

当社は、これまでに実施した臨床試験のデータに基づき、C B P 5 0 1 については薬効の兆候が得られていると判断しております。この内容につきましては「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3)当社の開発品目について (ア)C B P 5 0 1 及びそのバックアップ化合物群 《C B P 5 0 1 臨床試験の狙い及び経過について》」に記載のとおりであり、当社が現在有している事業計画は当該判断に基づくものであります。

しかしながら、現時点において当社がC B P 5 0 1 の薬効を否定する重要な兆候がこれまでの試験データに表れているのを見落としている可能性は否定できません。

また、C B P 5 0 1 の薬効が許認可当局に確認されN D A 承認及び上市に至るまでには、現在進めている臨床第2相試験並びに将来の臨床第3相試験を経る必要があり、これら今後の臨床試験の過程において薬効の兆候が否定され、又は重要な安全上の懸念事項が発生するなどの問題が生じる可能性があります。

こうした場合には、C B P 5 0 1 に関する提携契約の解消若しくは重要な事項の変更等により当社の事業計画の実現が困難となり、当社の財政状態や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 新規パイプライン獲得について

当社は、今後も新規薬剤候補化合物を自社で獲得・創出しパイプライン化していくことを基本戦略としております。この戦略を確実に推進するために当社は現在も、スクリーニング法の改良など、新規パイプライン獲得・創出の可能性を高める努力を続けております。

しかしながら、現在すでに開発途中にあるもの以外の候補化合物を探索創出できる保証はありません。

また、現状において、当社は、その作用メカニズムの候補と考えられるG2チェックポイント阻害のメカニズムに着目して抗癌剤の初期スクリーニングを行っておりますが、G2チェックポイント阻害のメカニズムによる新規抗癌剤創出の可能性は現時点での知見に基づく予測にとどまるものであり、現在までに、G2チェックポイント阻害を作用メカニズムとする既承認の薬剤は存在していません。

万一、今後の研究において、癌治療薬の領域におけるG2チェックポイント阻害のメカニズムの有用性が認められない場合その他何らかの理由で新規薬剤候補化合物の獲得・創出に支障が生じた場合には、当社の研究開発の基本戦略の変更を余儀なくされ、当社の経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(5) 研究開発費の増加予測について

当社の過去5期間の研究開発費及び受取研究開発費の推移は以下のとおりであります。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成17年6月	平成18年6月	平成19年6月	平成20年6月	平成21年6月
受取研究開発費控除前 研究開発費(千円)	504,683	395,110	445,140	540,660	688,491
受取研究開発費 (千円)	-	-	77,528	297,147	383,520

第8期の途中で締結した武田薬品との共同事業化契約に基づき、CBP501の研究開発に係る費用のうち80%を当社が負担しており、第8期以降、この負担分の収入は受取研究開発費として、研究開発費から控除しております。

本表では、当社の実質的な研究開発費に関する傾向を示すため、この受取研究開発費を控除する前の金額を「受取研究開発費控除前研究開発費」として表示しております。

当社は、今後さらに創薬研究開発活動を推進する計画であり、研究開発費は今後も増加することが想定されます。現在の開発品の上市等による収益確保に至るまでには一定の期間が必要であり、当面の間、累積損失は増大するものと想定されます。今後、外部との提携に基づき発生する収入等により、経営成績の早期改善を図ってまいります。当社の想定どおりに早期改善が実現する保証はありません。

3. 会社組織に関するリスク

(1) 業歴が浅いことについて

当社は、平成12年1月に設立された、業歴の浅い企業であります。また当社は、事業領域をいわゆる創薬領域に特化した特異な企業であり、現時点までに製品売上による事業収益がありません。

今後、未だ経験していない事業上のトラブルが発生する可能性は否定できず、当社の業績に影響を及ぼすと考えられる様々な外部環境の変化について予想することは現状においては困難であると思われまます。したがって、今後当社が成長を続けられるか等を予測する客観的な判断材料として過年度の経営成績だけでは、不十分な面があると考えられます。

(2) 小規模組織であることについて

当社の人員は、平成21年6月30日現在、取締役4名（非常勤取締役1名を含む）、監査役3名（非常勤監査役2名を含む）、従業員19名です。このうち管理部門（内部監査室を含む）の人員は5名であり、内訳は常勤取締役1名、従業員4名です。

また、当社における研究開発は、当社の研究開発部門を中心に推進されております。平成21年6月30日現在、総従業員数19名に対して研究開発部門員は15名です。

当社の研究開発活動は比較的少人数による体制を敷いておりますが、基礎研究から臨床試験に至るさまざまな研究開発段階における提携関係と業務受託企業の積極活用により、既存パイプラインの開発並びに新規薬剤候補化合物の探索を推進しております。また、今後の既存パイプラインの開発推進及び新規薬剤候補化合物のパイプライン化に伴い、さらなる研究開発人員の増加を計画しております。

しかしながら、何らかの理由により、提携関係又は業務受託企業との関係が解消された場合や、計画通りの人員の確保が出来ない場合、あるいは既存人員の流出が生じた場合には、当社の事業活動に支障が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

(3) 少数の事業推進者への依存について

当社の事業戦略を成し遂げるには、当社事業戦略を推進する各部門の責任者と研究開発員に強く依存するところがあります。今後も当社は優秀な人材の確保及び社内教育に努めて参りますが、人材の確保及び社内人材の教育が計画どおりに進まない場合、並びに人材の流出が生じた場合には、当社の事業戦略及び研究開発の推進に支障をきたす可能性があります。

また、当社はこれまで、創業科学者であり当社の競争力の源泉となっている技術の創出者・発明者でもある河邊拓己を中心として基礎研究・研究開発をはじめとする事業の全般を推進してまいりました。河邊は現在も代表取締役社長として当社の意思決定及び事業運営にあたって広範かつ中心的な役割を担っております。

当社は、少数の事業推進者に過度に依存しない体制を構築すべく経営組織の強化を図っておりますが、当面は河邊への依存度が高い状態で推移することが見込まれるため、何らかの理由により河邊が当社の業務を遂行するにあたって困難をきたした場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 科学顧問会議（S A B）について

当社は、社長の諮問機関として、抗癌剤の臨床開発に係る経験を豊富に持つなど当社の研究開発への貢献が期待できる科学者による科学顧問会議（S A B）を組成しております。ダニエル・D・ヴァンホフ教授をチェアマンとするS A Bミーティングは、平成14年3月の発足以来定期的開催され、基礎研究から臨床開発に至る情報交換や議論を行っております。

今後も当社は優秀なS A Bメンバーの確保に努めてまいりますが、現在のメンバーとの間の契約が更新されないなど、何らかの理由によりメンバーの確保が困難となった場合又はメンバーの流出が生じた場合には、当社の研究開発の推進に何らかの支障をきたす可能性があります。

(5) 研究開発の主要部分に関するアウトソーシングについて

当社は、広く社外にも有能な専門家の参加を求め、これによる機動的な事業運営を図るため、以下に掲げる研究開発の主要な部分について、アウトソーシング契約に基づく外部委託に依存しております。

- ・化合物の最適化およびこれに関連する化合物合成業務
- ・IND申請のための非臨床試験及び臨床試験に用いる、GMP（Good Manufacturing Practice：医薬品の製造設備及びその品質管理・製造管理に関する規則）に準拠した原薬製造業務
- ・臨床試験のコーディネート（CRO）

特に、CROであるAAI Pharma SA、AAI Pharma Inc.への平成21年6月期の取引金額（当該取引に係る受取研究開発費控除後）は64,441千円であり、同期間の研究開発費に占める割合は21.1%となっております。

これらの契約につき、当社にとって不利な契約改訂が行われた場合又は契約期間満了、解除、その他何らかの理由によりこれらの契約が終了した場合は、当社の研究開発の推進に支障をきたし、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害について

当社は、事業活動の中心となる設備や人員が本社周辺に集中しており、地理的なリスク分散ができておりません。

この地域において地震等の大規模な災害が発生した場合には、設備等の損壊、事業活動の停滞によって、当社の業績及び財務状態は影響を受ける可能性があります。

4. 知的財産権に関するリスク

(1) 特許の状況について

当社の研究開発に関する特許は、共同事業化契約に基づき武田薬品に譲渡されているC B P 5 0 1に関連する特許を除き、すべて自社保有のものであります。その主要な特許は次の通りです。

対象	発明の名称	所有者	国際公開番号	登録状況
薬剤スクリーニング法 オリジナルペプチドT A T - S 2 1 6	G 2 期細胞周期停止の阻害、 及びD N A 損傷剤に対する細胞感作のための組成物及び方法	当社	2001 / 021771	米国及び欧州主要国（下記「注」参照）にて成立しており、他の主要国について出願中であります。
C B P 5 0 1 及びそのバックアップ化合物群	抗増殖活性を有し、そして / 又は核酸損傷剤を増大するペプチド及びペプチド模倣物あるいは処置	武田薬品	2003 / 059942	米国にて成立しており、欧州主要国、日本ほか主要国について出願中であります。
C B S 2 4 0 0 シリーズ	D N A 損傷誘発性細胞周期G 2 チェックポイントを排除し、そして / 又はD N A 損傷処置の抗癌活性を増強する化合物	当社	2003 / 104181	米国にて成立しており、欧州主要国、日本ほか主要国について出願中であります。
C B P 5 0 1 及びそのバックアップ化合物群	抗真菌性ペプチド模倣物	武田薬品	2004 / 089396	米国にて成立しており、欧州主要国、日本ほか主要国について出願中であります。
C B P 5 0 1 及びそのバックアップ化合物群	免疫調整活性、抗炎症活性、及び抗ウイルス活性を有するペプチド及びペプチド模倣物	武田薬品	2004 / 112820	米国、欧州主要国、日本ほか主要国について出願中であります。
C B S 9 1 0 6 をはじめとするC B S 9 1 0 0 シリーズ	D N A 傷害を増強することによる抗癌活性をもつ化合物	当社	2009 / 031040	米国及びPCT出願中であります。

(注) 欧州主要国とは、欧州特許庁加盟国のうち、当社の特許戦略上有意義と判断し得る国を指します。具体的には、ドイツ、スイス、英国、フランス、ベルギー、イタリアなどです。

出願中の各特許については、特許出願時に特許性等に関する十分な調査を行ってはおりますが、すべての特許出願について特許を受けられるとは限りません。当社の出願中の特許が成立しなかった場合、他社の競合品に対して特許権を行使することができず、当社の事業戦略や経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。

さらに、当社事業領域を包含するバイオテクノロジー関連産業においては、日々熾烈な研究開発競争が繰り広げられており、当社の特許が成立し当社技術を保護できたとしても、当社の研究開発を超える優れた開発力により、当社の特許が淘汰又は無力化されるおそれは常に存在しております。仮にそのような研究開発が他社によりなされた場合には、当社の事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これらの特許が発行された場合にも、これらの権利を維持していくための費用が今後当社の負担になる可能性もあります。

C B P 5 0 1に関連する特許（最も主要な特許である国際公開番号2003 / 059942について、米国における有効期限は2023年1月17日。ただし、医薬品については特許延長制度が存在するため、上記期限が延長される可能性があります。）及び特許出願は、共同事業化契約に基づき、同契約の期間中は武田薬品に譲渡しており、武田薬品の名義及び費用負担で権利化、維持及び保全が行われます。特許出願、維持及び保全を行う国又は地域は当社との協議の上で決定され、保全がなされなかった国又は地域については、当社の希望に基づき特許が返還されます。

同契約の内容は、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (4)製薬企業との戦略提携について」並びに「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 C B P 5 0 1の共同事業化に関する契約」に記載のとおりであります。

また、同契約が解約等により終了した場合も同様に、当社の希望に基づき特許が返還されることとなっております。

しかしながら、当該終了にあたって、解約事由への該当の有無などの点で両者の見解に相違が生じた場合には、特許の円滑な返還がなされない可能性があり、その間、当社の希望どおりの事業活動ができず、若しくは制約を受け、その結果、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、本項に記載した事項については、現在、これらの状況に支障若しくは支障の発生を懸念される事項は存在しておりません。

(2) 訴訟及びクレームについて

提出日現在において、当社の開発に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟及びクレームが発生した事実はありません。

また、当社は、今後発生し得るこのような問題を未然に防止するため、事業展開にあたっては弁護士との相談や特許事務所を通じた特許調査を適宜実施しており、現時点において、当社事業が第三者の特許権等に抵触する可能性は低いものと認識しております。

しかしながら、当社のような研究開発型の企業にとって、差止請求、損害賠償請求、実施料請求等の知的財産権侵害問題の可能性を完全に排除することは困難であります。また、当社が第三者との間の法的紛争に巻き込まれた場合、解決に時間及び多大の費用を要する可能性があり、さらに、当社が第三者の特許権等を侵害していた場合、当該第三者から差止請求権や損害賠償請求権を行使されたり、高額な実施料を請求されたりすることにより、当社の事業戦略や経営成績、財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特許の確保に関するリスクについて

当社が職務発明の発明者である役員・従業員等から特許を受ける権利を譲り受けた場合、当社は発明者に対して特許法第35条第3項に定める「相当の対価」を支払わなければなりません。これまでに対価の支払について発明者との間で問題が生じたことはありませんが、対価の相当性につき紛争が発生する可能性を将来にわたり完全に排除することはできません。紛争が生じた場合や、発明者に追加の対価を支払わなければならない場合には、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすおそれがあります。

また、当社が過去に譲り受けた特許及び出願特許について、当社又は前保有者が第三者により使用権や担保権の主張を受ける可能性を完全に排除することはできず、かかる主張を受けた場合には、当社の事業戦略、財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報管理について

当社が研究若しくは開発している途上の知見、技術、ノウハウ等、重要な機密情報が流出した場合には、当社の事業戦略や経営成績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクを低減するために当社は、役員、S A Bメンバー、取引先等との間で、守秘義務等を定めた契約を締結するとともに、個別の事情に応じた情報開示を行うなど、厳重な情報管理に努めております。

しかしながら、役員、S A Bメンバー、取引先等によりこれが遵守されなかった場合には、重要な機密情報が漏洩する可能性があり、かかる場合には当社の事業に影響を与える可能性があります。

5. 経営成績の推移について

(1) 過年度における業績推移について

当社の主要な経営指標等の推移は以下のとおりであります。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成17年6月	平成18年6月	平成19年6月	平成20年6月	平成21年6月
事業収益(千円)	11,500	-	56,101	170,178	161,765
営業損失(千円)	560,669	505,471	414,678	138,424	245,719
経常損失(千円)	559,529	505,379	419,200	122,660	221,698

当社の現在までの事業収益は、過去に受託した委託研究の対価並びに提携契約に基づく収益のみであり、製品の売上による事業収益は未だ計上しておりません。

また、現在まで、研究開発活動に伴う費用計上が収益を上回り、営業損失、経常損失、当期純損失を計上する状態が続いています。

このため、過年度の財務経営指標は期間業績比較を行うための材料としては不十分であると考えられ、今後の当社業績を予測する材料としては不十分な面があります。

(2) マイナスの繰越利益剰余金を計上していることについて

当社は研究開発型ベンチャー企業であり、製品が上市され売上高を計上するようになるまでの期間は、多額の製品開発費用が先行して計上されます。そのため、第1期から第10期まで連続して当期純損失を計上したことにより、第10期末において2,763,145千円の繰越利益剰余金を計上しております。

当社は、中長期事業計画に基づき、将来の利益拡大を目指しております。しかしながら、上記のとおり設立以来当期純損失を計上しており、将来において計画通りに当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社の事業が計画どおりに進展せず当期純利益を獲得できない場合には、マイナスの繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

(3) 資金繰りについて

当社は研究開発型企業として多額の研究開発資金を必要とします。事業計画が計画通りに進展しない等の理由から資金不足が生じた場合には、戦略提携内容の変更、新規提携契約の獲得、新株発行等の方法による資金確保に努めますが、必要なタイミングで資金を確保できなかった場合には、当社事業の継続に重大な懸念が生じる可能性があります。

(4) 税務上の繰越欠損金について

当社には現在、税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため、現在は通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられておらず、今後も数期間はこの状態が続くものと想定しております。

しかしながら将来、事業計画の進展から順調に当社業績が推移するなどして想定よりも早期に繰越欠損金が解消され、これによる課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられることとなり、現在想定している当期純利益若しくは当期純損失及びキャッシュ・フローの計画に影響を与える可能性があります。

6. 関連当事者との取引について

株式会社マキヤは、当社の特別利害関係者等（大株主上位10名）に該当しております。当社設立に際して、当社の創業メンバーは研究者中心であったため、元当社取締役小林栄孝（創業メンバー）の義父で、当時同社代表取締役社長であり、上場会社の経営者として豊富な経験を持つ矢部隆（創業メンバー）から、会社設立に係る助言と一部出資（平成21年6月30日現在当社の発行済株式総数の3.00%）を得ております。その後、当社は、同社及び株式会社マキリ（平成21年3月31日同社議決権の43.5%を保有）からも出資を受けており、同社及び株式会社マキリは平成21年6月30日現在、当社の発行済株式総数の各5.77%、2.08%を保有しております。

また、当社は本社及び動物実験施設用地を株式会社マキヤから賃借しており、当社常勤監査役松崎恭子の実弟である川原崎康雄氏が現在同社の代表取締役社長であることから、当該取引が関連当事者取引に該当しております。当社としては、今後の研究開発の進捗により、現在の本社及び動物実験施設のスペースが手狭となってくることから、平成22年9月を目処に移転し、当該取引を解消する方針であります。

同社は当社株主となって以降、純投資、法人安定株主としての関係であり、本社及び分室（動物実験施設）用地の賃借以外に取引関係は生じておらず、平成20年10月に取締役の矢部隆が同社代表取締役会長を退任して以降、役員の兼務関係もありません。また、同社に対して経営上の重要事項の報告や事前承認等の義務が課せられていることはなく、当社経営への関与、経営の独立性を阻害するものは一切ありません。

なお、株式会社マキヤとの賃貸借取引金額は以下のとおりであります。

	賃料			差入保証金残高 (平成21年6月期末現在)
	平成19年6月期	平成20年6月期	平成21年6月期	
本社賃借(千円)	7,752	7,752	7,752	3,230
分室用地賃借 (千円)	619	619	619	600
合計(千円)	8,371	8,371	8,371	3,830

(注) 1. 矢部隆が第三者（株）マキヤの代表者として行った取引並びに松崎恭子の弟川原崎康雄氏が第三者（株）マキヤの代表者として行った取引であり、賃借料は一般的取引条件に基づいており、経済情勢等の変動により双方協議の上、改定することとなっております。

2. 上記の取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

7. 為替変動リスクについて

当社の収入及び支出（計画を含む）には外貨建決済が含まれていますが、特段の為替リスクヘッジは行っておりません。収入及び支出の双方について外貨建決済が多いことから、為替変動リスクが当社の長期的業績に及ぼす影響は比較的軽微であると考えられるものの、収入・支出のタイムラグによる短期的な為替変動リスクは存在しており、これが顕在化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

8. 配当政策について

当社の事業ステージは、現時点では研究開発における先行投資の段階にあるため、当社は創業以来、株主に対する利益配当及び剰余金配当を実施しておりません。また、今後も当面は、企業体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

株主への利益還元については、当社の重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当及び剰余金配当を検討する所存であります。

9. 調達資金の使途について

当社は、上場時の公募増資により調達する資金の使途として、収益計上に至る研究開発費を中心に充当する計画です。資金需要の発生は長期間にわたるため、個別の資金需要が生じるまでの間は、定期預金など元本が保証された金融商品で運用する計画であります。

医薬品の研究開発は、医薬品候補化合物の探索から非臨床試験、臨床試験を経て、許認可当局への承認申請、承認、上市に至るまで、長期間かつ高額な費用を要することが想定されております。当社は財務体力に見合った医薬品開発を行ってまいります。これらの研究開発投資は必ずしも期待した成果が得られる保証はなく、その結果当社が期待する収益をあげられない可能性があります。

10. VC等の当社株式保有比率について

平成21年6月30日現在における当社の発行済株式総数は2,166,200株であり、うちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下総称して「VC等」といいます）が所有している株式数は1,490,100株であり、その所有割合は68.8%であります。

一般的に、VC等が未公開株式に投資を行う目的は、公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることであることから、VC等は当社の株式公開後において所有する株式の一部又は全部を売却することが想定されます。なお、当該株式売却により、短期的に需給のバランスの悪化が生じる可能性があり、当社株式の市場価格が低下する可能性があります。

11. 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について

当社は、株主構成是正の観点から新株予約権付社債を発行し、また、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者等の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を導入しており、旧商法第280条ノ19、旧商法第280条ノ20、旧商法第280条ノ21及び旧商法第280条ノ27の規定、並びに、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の決議において承認を受け、新株引受権を取締役及び従業員に、新株予約権を取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して付与しました。

提出日現在における当社の発行済株式総数は2,806,200株ですが、これに対して、当該新株引受権及び新株予約権が将来行使された場合の新株（以下「潜在株式」といいます）発行予定株数の合計は540,100株であり、その付与対象者は取締役4名、監査役3名、従業員18名及び社外協力者3名であります。但し、権利者との契約により、実際には行使されず放棄される部分があり、これにつきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」をご参照下さい。

これらの潜在株式の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施する可能性があります。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

さらに、潜在株式の行使により取得した株式が市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、適正な株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社における潜在株式の内容は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載しております。

5【経営上の重要な契約等】

C B P 5 0 1 の共同事業化に関する契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
<p>武田薬品工業株式会社 (平成19年3月30日)</p>	<p>平成19年3月30日から、最終のロイヤルティ支払いが完了した日、又は、米国において医薬情報活動及び販売促進活動の共同実施（以下「共同販促」）が終了し正味利益及び経費の分配が完了した日のいずれか遅い日まで。 契約終了等に関する詳細は、「第1企業の概況 3 事業の内容 (4) 製薬企業との戦略提携について」をご参照ください。</p>	<p>当社は、武田薬品に対し、全世界において、C B P 5 0 1 及びそのバックアップ化合物群の商業化（癌その他の腫瘍を対象疾患とした医薬品開発・製造・販売）に関する独占の実施権（再実施許諾権付）を許諾する。 当社は武田薬品から、下記の支払を受ける。</p> <p>開発段階</p> <p>(a) 契約一時金として11,855千円、並びに第三者割当増資引受による株式取得（取得総額222,525千円） (b) バックアップ研究の対価として、契約締結から3年間、総額500万米ドル (c) 開発ステージに応じたマイルストーンとして、総額1,650万米ドル</p> <p>上市后</p> <p>(a) ロイヤルティ 米国：9%、ただし、米国において追加効能に係る販売許可が取得された場合、年間正味売上高を階層に分け、階層遞減型のロイヤルティ料率が適用される（年間正味売上高の階層が上がるほどロイヤルティ料率が減少（9～0%））。 ROW：ROWにおける年間正味売上高を階層に分け、階層遞増型のロイヤルティ料率が適用される（年間正味売上高の階層が上がるほどロイヤルティ料率が増加（8～14%））。 ロイヤルティの詳細は、「第1企業の概況 3 事業の内容 (4) 製薬企業との戦略提携について」をご参照ください。</p> <p>(b) 利益分配 米国においては、共同開発及び共同販促を実施する。 米国における初期効能に係る開発段階においては武田薬品80%・当社20%の比率で経費を分担し、上市后は、正味売上高（総売上高から売上値引等の販売付随コストを控除したもの）に対し発生するロイヤルティとは別に、正味利益（正味売上高から経費（製造原価、当社に対し支払われるロイヤルティ等）を控除したもの）及び経費が、武田薬品80%・当社20%の比率で分配される。 なお、当社は、一定の条件の下で、米国における正味利益の20%の分配を放棄するとともに米国における初期効能に係る開発及び販売に係る経費を一切負担しないことを選択する権利を有する。 米国における追加効能（初期効能以外の効能）に係る開発、並びに、その他の地域における初期効能及び追加効能に係る開発は、武田薬品が単独で実施し、上市后は当社に対するロイヤルティのみが支払われる。</p>

6【研究開発活動】

当社は、正常細胞に影響の少ない抗癌剤が創出され得る有力な候補と考えられるG2チェックポイント阻害剤の領域に特化して、抗癌剤の研究開発活動を行っております。

当事業年度における研究開発費は304,970千円であります。

(1) 研究開発体制

基礎研究部門については沼津本社及び隣接する分室を拠点としております。

探索研究については、当社独自の薬剤スクリーニング法による探索を行っております。この探索を効率的に推進するために、当社スクリーニング法の改良に努める傍ら、データマイニング技術等の活用によるスクリーニング法の改良によって、新規パイプライン創出・獲得の可能性を高める努力を行っております。

最適化段階においては、最適化の過程で必要となる新規候補化合物の合成及び最適化作業の一部を、この領域において経験の豊富なアウトソーシング先に委託しております。

臨床開発においては、抗癌剤の臨床開発を専門とするCROとの緊密な提携関係により、柔軟な臨床試験運営を可能としております。また、最先行パイプラインであるCBP501については武田薬品と共同事業化契約を締結し、同社との緊密な連携のもとで研究開発を推進しております。

また、当社は、社長の諮問機関として、抗癌剤の臨床開発に係る経験を豊富に持つなど当社の研究開発への貢献が期待できる科学者からなる科学顧問会議(SAB)を組成しております。SABのチェアマンであるダニエル・D・ヴァンホフ教授は、全米癌学会会長・米国癌治療学会会長を歴任した著名な癌臨床研究者で、これまで20年以上にわたり200種類以上の抗癌剤の臨床試験に関わっています。当社は、同氏を議長とするSABミーティングを、平成14年3月の発足以来年2回定期的に開催し、研究開発全般に関する情報交換や議論を行っております。

平成21年6月30日現在、当社の研究開発人員数は17名(常勤取締役2名を含む)と、少人数による体制を敷いておりますが、上記の連携関係を十分に活用することにより、既存パイプラインの研究開発推進と新規開発候補化合物の獲得を効率かつ積極的に推進しております。

(2) 薬剤スクリーニング法について

創薬事業において基本技術となるのは、当該領域の特性に合致した効率の良い薬剤候補化合物のスクリーニング法及びその評価システムです。当社では設立以来、独自のスクリーニング法の構築と改良に注力してまいりました。

現在当社が保有するすべての抗癌剤候補化合物は、この技術により自社で探索し、最適化を進めた結果として創出・獲得されたものです。

当社は、データマイニング技術等の創薬支援ツールを積極的に活用し、現在も、この領域における将来にわたる競争優位確保を目的として、このスクリーニング法のさらなる改良に取り組んでおります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりましては、決算日における資産及び負債、会計期間における収益及び費用について会計上の見積りを必要としております。この見積りに関しては、過去の実績、適切な仮定に基づいて合理的に計算しておりますが、実際の結果と相違する場合があります。

(2) 当事業年度の財政状態の分析

流動資産は、前年同期と比べ138,007千円減少し2,219,420千円となりました。このうち主なものは、現金及び預金で、前年同期と比べ233,083千円減少し1,933,580千円となりました。

固定資産は、前年同期と比べ27,607千円減少し56,610千円となりました。同減少は、主に減価償却によるものであります。

流動負債は、前年同期と比べ57,060千円増加し262,026千円となりました。業務量の増大に伴い未払金が前年同期と比べ25,060千円増加し、また、前受収益が36,015千円増加いたしました。

純資産合計は、前年同期と比べ222,675千円減少し2,014,004千円となりました。研究開発の進捗により利益剰余金が222,675千円減少したものです。

(3) 当事業年度の経営成績の分析

当事業年度において、事業収益は、武田薬品との共同事業化契約に基づく収益により161,765千円となりました。

事業費用は、前年同期と比べ98,881千円増加し407,484千円となりました。このうち研究開発費は304,970千円、販売費及び一般管理費は102,514千円であります。

研究開発費については、主なものとして、支払報酬が297,523千円、委託研究費が164,702千円、試薬品費が28,069千円、給与手当が76,084千円発生しました。

販売費及び一般管理費については、主なものとして、役員報酬が68,700千円、支払報酬が18,528千円、顧問料が17,595千円、給与手当が17,841千円、公租公課が10,414千円発生しました。

この結果、営業損失は245,719千円、経常損失は221,698千円、当期純損失は222,675千円となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、武田薬品との間に共同事業化契約を締結しております。薬剤が上市されるまでの間、その契約の対価を収益に計上することになりますが、本収益に関しては、その契約期間中の薬剤開発に関する対価であり、将来に渡る長期的かつ安定的収益ではありません。従って、開発中の薬剤候補化合物が上市されるまでは、主として本収益のみの収益構造となる予定であり、当該開発の状況が当社の損益に大きな影響を与えます。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社はC B P 5 0 1の開発に関して、武田薬品との間に共同事業化契約を締結しております。この契約においては、当社は費用、作業の両面について武田薬品と一定割合で担い、将来の販促活動にも係わることを想定しております。当社が相応の分担をすることによって、将来予想される収益を相応に確保するとともに、開発、販売に係わっていく中でノウハウを蓄積し、当社の継続的な薬剤開発の強化に繋げることを企図しております。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは、将来の収益のために薬剤の研究開発に先行して支出しているためマイナスの計上となっております。当事業年度における研究開発の進捗により、前事業年度の 142,060千円に対し、当事業年度は 220,141千円を計上しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として定期預金の預入れ、払戻しにより生じております。前事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは 245,783千円、当事業年度は 387,061千円でした。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度と同様、当事業年度においても発生しませんでした。

資金の流動性につきましては、定期預金への預入れに関して、資金の流動性に注意を払いながら設定しております。当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は533,580千円で、定期預金の残高は、1,400,000千円でした。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営陣は、当社が行っている事業の環境について、入手可能な情報と経験に基づいた仮定により、経営判断を行っております。医療制度改革が検討されている中、医薬品市場も変化が生じることが予想されております。当社の開発する製品が、その変化に対応できるだけでなく、当該市場をリードできるような製品になるよう、引き続き開発に注力していく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、研究開発機能の充実、管理部の機能強化を目的とした設備投資を実施しております。
当事業年度の設備投資の総額は12,917千円であり、研究用機器、会計ソフトウェアの購入などを実施しました。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成21年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社・研究所 (静岡県沼津市)	本社機能 基礎研究	2,629	25,257	27,887	17
研究所分室 (静岡県沼津市)	簡易薬効試験	14,345	984	15,330	2

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社・研究所については建物を賃借しており、年間賃借料は7,752千円であります。

4. 研究所分室については土地(面積85.39㎡)を賃借しており、年間賃借料は619千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、研究開発用設備を中心に、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して決定しております。
なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年9月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,166,200	2,806,200	東京証券取引所マザーズ 市場	(注)1
計	2,166,200	2,806,200	-	-

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 1単元の株式数は100株であります。

3. 当社株式は平成21年9月17日付で、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19に基づき発行した新株引受権は、次のとおりです。

(平成13年1月12日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000	25,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,200	1,200
新株予約権の行使期間	平成15年2月1日から 平成22年12月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,200 資本組入額 600	発行価格 1,200 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の役員又 は従業員であること。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡したり、質権その他 担保権を設定する等の処分をする ことができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	-	-

(注) 1. 平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。

2. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による350株から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を100株減じております。
4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により、株式1株当たりの発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{調整前発行価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が株主割当増資(第三者割当増資の方法により株主全員に割当てする場合も含む)を行う場合、発行価額を次の算式により調整します。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

旧商法に基づき発行した新株引受権付社債は、次のとおりです。
(平成13年6月7日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,209	1,209
新株予約権の行使期間	平成13年7月1日から 平成23年6月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,209 資本組入額 604	発行価格 1,209 資本組入額 604
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の役員又 は従業員であること。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株引受権は、社債と分離して 本新株引受権証券のみで譲渡する ことができる。	同左
新株予約権付社債の残高(千円)	-	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	-	-

(注) 1. 平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。

2. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
3. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による800株から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を300株減じております。
4. 当社が(1)行使価額を下回る払込金額で普通株式を発行する場合、(2)株式の分割により普通株式を発行する場合、あるいは、(3)行使価額を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる、又は普通株式の引受権を有する証券を発行する場合は、行使価額を次の算式をもって調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額} \times \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、この計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。
また、合併、資本の減少、株式の分割・併合等の場合においても適切に行使価額を調整します。

旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21並びに同第280条ノ27の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。
(平成14年5月25日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	(社内向け) 100 (社外向け) 20	(社内向け) 100 (社外向け) 20
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(社内向け) 10,000 (社外向け) 20,000	(社内向け) 10,000 (社外向け) 20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000	2,000
新株予約権の行使期間	(社内向け) 平成16年11月28日から 平成24年4月30日まで (社外向け) 当社が株式を公開した日の6ヶ月 経過後から2年6ヶ月	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件	(社内向け) 権利行使時においても、当社又は 当社の子会社の取締役、監査役、も しくは従業員であることを要す る。ただし、当社又は当社の子会社 の取締役もしくは監査役を任期満 了により退任した場合、定年退職 した場合、その他正当な理由のあ る場合等、当社取締役会が書面で 認めた場合については、この限り ではない。 (社外向け) 権利行使時においても、当社の社 外コンサルタントの地位にあるこ とを要す。ただし、当社の社外コ ンサルタントを顧問契約等で定め られた期間の満了により退任した 場合、顧問契約等に特段の定めが ある場合、その他正当な理由のあ る場合にはこの限りでない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社 の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	-	-

(注) 1. 平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行ってお
ります。

2. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

3. 新株予約権の数は、臨時株主総会決議による220個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を100個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、400株から300株に減少しております。
4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により、株式1株当たりの権利行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後権利行使価額} = \frac{\text{調整前権利行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併し、又は株式交換により完全親会社となる場合にも、発行又は移転する株式1株当たりの権利行使価額につき必要な調整を行います。

(平成16年2月25日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	3,000	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,100	2,100
新株予約権の行使期間	平成16年3月19日から 平成26年2月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,100 資本組入額 1,050	発行価格 2,100 資本組入額 1,050
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、後記に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。</p> <p>(3) 各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者が以下のないし、のいずれの身分にも該当しなくなった場合は、残存する当該新株予約権全部を無償で償却することができる。当社(当社の将来の子会社も含む)の取締役、監査役もしくは従業員顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の協力関係にある者</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。	同左

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。

2. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

3. 新株予約権の数は、臨時株主総会決議による4,000個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を1,000個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、4,000株から3,000株に減少しております。

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後権利行使価額} = \frac{\text{調整前権利行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社株式を移転等処分する場合、又は、調整前行使価額を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権証券を発行する場合、次の行使価額調整式をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(平成17年5月27日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	580	580
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,000	58,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,000	3,000
新株予約権の行使期間	平成18年4月29日から 平成27年5月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 3,000 資本組入額 1,500	発行価格 3,000 資本組入額 1,500
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、後記に定める消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。</p> <p>(3) 各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者が以下のないし、のいずれの身分にも該当しなくなった場合は、残存する当該新株予約権全部を無償で償却することができる。当社(当社の将来の子会社も含む)の取締役、監査役もしくは従業員顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の協力関係にある者</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。	同左

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。

2. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
3. 新株予約権の数は、臨時株主総会決議による620個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を40個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、620株から580株に減少しております。
4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価(ただし、株式上場前は調整前行使価額)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社株式を移転等処分する場合、又は、時価(ただし、株式上場前は調整前行使価額)を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権証券を発行する場合、次の行使価額調整式をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりです。
(平成19年9月11日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	53	53
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,300	5,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,450	3,450
新株予約権の行使期間	平成19年10月20日から 平成29年9月11日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 3,450 資本組入額 1,725	発行価格 3,450 資本組入額 1,725
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が下記 のいずれ の地位にも該当しなくなった場 合、本新株予約権を行使できない。 ただし、当社取締役会において、特 に認めた場合は、この限りではな い。 当社及び当社子会社(将来の子 会社を含むものとする。)の役 員(取締役、監査役を含む)又 は従業員たる地位。 当社の取締役会において社外協 力者(取引先、業務提携先、顧 問、アドバイザー、コンサルタン ト等当社又は当社子会社との間 で協力関係にある者)として認 定された地位。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社 の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、会社法第236条第1項八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。この場合、当該合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に際し、当社と株式会社との間で締結される吸収・新設合併契約（会社法第749条第1項四号イ及び第753条第1項十号イ）、吸収分割契約（会社法第758条五号イ）、新設分割計画（会社法第763条十号イ）、株式交換契約（会社法第768条第1項四号イ）又は株式移転計画（会社法第773条第1項九号イ）において株式会社が交付する下記の新株予約権の内容を定めるものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類 普通株式とする。</p> <p>新株予約権の数及び株式の数 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。</p> <p>各新株予約権の行使の際の払込金額 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。</p>	<p>同左</p>

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
	<p>その他の新株予約権の行使条件 上記新株予約権の行使の条件に 準じて決定する。 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡につき、株式 会社の取締役会の承認を要する ものとする。</p>	

(注) 1. 平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。

2. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1) 株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
3. 新株予約権の数は、定時株主総会決議による73個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を20個減じております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、73株から53株に減少しております。
4. 当社が株式分割を実施する場合、普通株式の無償割当をする場合、又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を適切に調整し、調整により1株未満の端数が発生する場合は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{手続実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続実施後の発行済普通株式総数}}$$

当社が調整前行使価額を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合、又は、調整前行使価額を下回る価額をもって、その取得と引換えに会社の普通株式を交付する取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は調整前行使価額を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を発行する場合、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(平成21年5月22日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	718	718
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	71,800	71,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	公募価額と同額。但し、公募価額が 2,100円を下回った場合、2,100円。	公募価額と同額。但し、公募価額が 2,100円を下回った場合、2,100円。
新株予約権の行使期間	平成23年5月23日から 平成31年5月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 公募価額と同額。但し、 公募価額が2,100円 を下回った場合、 2,100円。 資本組入額 資本金等増加限度額 の2分の1	発行価格 公募価額と同額。但し、 公募価額が2,100円 を下回った場合、 2,100円。 資本組入額 資本金等増加限度額 の2分の1
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が下記 のいずれ の地位にも該当しなくなった場 合、本新株予約権を行使できない。 ただし、当社取締役会において、特 に認めた場合は、この限りではな い。</p> <p>当社及び当社子会社(将来の子 会社を含むものとする。)の役 員(取締役、監査役を含む)又 は従業員たる地位。 当社の取締役会において社外協 力者(取引先、業務提携先、顧 問、アドバイザー、コンサルタン ト等当社又は当社子会社との間 で協力関係にある者)として認 定された地位。</p> <p>新株予約権者が、平成17年5月27 日臨時株主総会決議もしくは平成 19年9月11日定時株主総会決議に 基づく当社発行の新株予約権の保 有者である場合、当該新株予約権 の権利を保有したままで本新株予 約権を行使することはできないも のとする。ただし、当社株式の上場 日より1カ月経過した日もしくは 行使期間の始期前日のいずれか早 い日までに、保有する当該新株予 約権の全部を権利放棄した場合を 除く。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、会社 の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、会社法第236条第1項八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。この場合、当該合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に際し、当社と株式会社との間で締結される吸収・新設合併契約（会社法第749条第1項四号イ及び第753条第1項十号イ）、吸収分割契約（会社法第758条五号イ）、新設分割計画（会社法第763条十号イ）、株式交換契約（会社法第768条第1項四号イ）又は株式移転計画（会社法第773条第1項九号イ）において株式会社が交付する下記の新株予約権の内容を定めるものとする。</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類 普通株式とする。</p> <p>新株予約権の数及び株式の数 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。</p> <p>各新株予約権の行使の際の払込金額 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。</p>	同左

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
	<p>その他の新株予約権の行使条件 上記新株予約権の行使の条件に 準じて決定する。 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡につき、株式 会社の取締役会の承認を要する ものとする。</p>	

(注) 1. 平成21年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行っております。

2. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
3. 当社が株式分割を実施する場合、普通株式の無償割当をする場合、又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を適切に調整し、調整により1株未満の端数が発生する場合は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{手続実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続実施後の発行済普通株式総数}}$$

当社が時価(ただし、株式上場前は調整前行使価額)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合、又は、時価(ただし、株式上場前は調整前行使価額)を下回る価額をもって、その取得と引換えに会社の普通株式を交付する取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は調整前行使価額を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を発行する場合、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成17年11月30日 (注)1	7,866	20,517	1,179,900	2,208,585	1,179,900	2,195,435
平成18年2月8日 (注)2	500	21,017	75,000	2,283,585	75,000	2,270,435
平成19年4月16日 (注)3	645	21,662	111,262	2,394,847	111,262	2,381,697
平成21年6月1日 (注)4	2,144,538	2,166,200		2,394,847		2,381,697

(注)1 有償第三者割当

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

割当先 投資事業組合31名、ベンチャーキャピタル会社7名、事業会社(証券会社2名・外国会社1名含む)9名
及び外国籍公募投資信託1名

2 有償第三者割当

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

割当先 投資顧問ファンド1名及び事業会社1名

3 有償第三者割当

発行価格 345,000円

資本組入額 172,500円

割当先 事業会社1名

4 株式分割 (1:100)

5 決算日後、平成21年9月16日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式640,000株(発行価格2,100円、引受価額1,932円、資本組入額966円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ618,240千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成21年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	3	75	2	-	6	88	-
所有株式数 (単元)	-	415	500	18,157	440	-	2,150	21,662	-
所有株式数の 割合(%)	-	1.91	2.31	83.81	2.03	-	9.93	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

平成21年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ライフサイエンス投資事業組合	名古屋市中区丸の内3-5-10	146,000	6.74
株式会社マキヤ	静岡県沼津市三枚橋字竹の岬709-1	125,000	5.77
MVCグローバルジャパンファンド 投資事業組合	東京都千代田区大手町1-8-1	83,300	3.85
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区京橋2-14-1	67,500	3.12
矢部隆	静岡県沼津市	65,000	3.00
投資事業組合「NIFニューテクノロジーファンド2000/2号」	東京都千代田区九段北1-8-10	64,900	3.00
武田薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町4-1-1	64,500	2.98
大和SMBCキャピタル株式会社	東京都千代田区九段北1-8-10	59,600	2.75
投資事業有限責任組合エヌアイエフグローバルファンド	東京都千代田区九段北1-8-10	56,300	2.60
菅沼正司	愛知県豊田市	50,000	2.31
河邊なおみ	静岡県沼津市	50,000	2.31
ライフサイエンス2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田錦町3-19	50,000	2.31
計	-	882,100	40.72

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,166,200	21,662	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	
発行済株式総数	2,166,200	-	-
総株主の議決権	-	21,662	-

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度による新株予約権並びに新株引受権の内容は次のとおりであります。

旧商法第280条ノ19に基づき発行した新株引受権

(平成13年1月12日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成13年1月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21並びに同第280条ノ27の規定に基づき発行した新株予約権

(平成14年5月25日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成14年5月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 2 社外コンサルタント 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年2月25日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成16年2月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年5月27日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成17年5月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 監査役 3 従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権
(平成19年9月11日定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年9月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役 1 従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成21年5月22日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成21年5月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 監査役 3 従業員 15
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

配当に関しては年1回の期末配当並びに業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としておりますが、当社の現時点での事業ステージは、研究開発における先行投資の段階にあるため、当社は創業以来、株主に対する利益配当及び剰余金配当を実施しておりません。

また、今後も当面は、資金を企業体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に優先的に充当し、配当は行わない方針ですが、株主への利益還元も、重要な経営課題と認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、利益配当についても検討してまいります。

当社は、剰余金の配当につき、「取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場でありましたので、該当事項はありません。

なお、当社株式は平成21年9月17日付で、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	-	河邊 拓己	昭和33年7月24日生	平成2年3月 京都大学大学院分子医学系専攻修了 医学博士取得 平成2年4月 京都大学ウイルス研究所助手 平成3年10月 ワシントン大学(米国セントルイス)留学 平成8年7月 名古屋市立大学医学部分子医学研究所助手 平成12年4月 同助教授就任 平成13年3月 当社取締役就任 平成15年5月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)2	-
取締役副社長	研究開発部長	菅沼 正司	昭和39年4月19日生	平成7年3月 藤田保健衛生大学大学院臨床医学系専攻修了 医学博士取得 平成8年4月 藤田保健衛生大学外科学助手 平成9年4月 名古屋市立大学医学部分子医学研究所国内留学 平成11年4月 藤田保健衛生大学外科学講師 平成12年1月 当社代表取締役社長就任 平成15年5月 当社代表取締役副社長就任 平成17年9月 当社代表取締役副社長兼研究開発部長 平成21年2月 当社取締役副社長兼研究開発部長(現任)	(注)2	50,000
取締役	最高財務責任者兼 管理部長	加登住 眞	昭和39年3月30日生	昭和62年4月 日本合同ファイナンス(株)(現株ジャフコ)入社 平成10年6月 (株)インフォマーク代表取締役就任 平成10年10月 (有)サンプズ代表取締役就任 平成12年4月 MBLベンチャーキャピタル(株)取締役就任 平成12年9月 当社取締役就任 平成17年9月 当社取締役管理部長 平成21年5月 当社取締役最高財務責任者 兼 管理部長(現任)	(注)2	-
取締役	-	矢部 隆	昭和19年2月21日生	昭和43年10月 (株)マキヤ入社 平成元年6月 同社取締役就任 平成9年4月 同社代表取締役社長就任 平成12年1月 当社取締役就任(現任) 平成17年4月 (株)マキヤ代表取締役会長就任	(注)2	65,000
監査役(常勤)	-	松崎 恭子	昭和25年1月28日生	昭和48年4月 日本コカコーラ(株)入社 平成15年9月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)3	-
監査役	-	白川 彰朗	昭和30年11月27日生	昭和56年11月 日本合同ファイナンス(株)(現株ジャフコ)入社 平成8年4月 (株)アーバンコーポレイション取締役就任 平成10年2月 (株)インテリジェント・キャピタルゲイト代表取締役就任(現任) 平成12年5月 つばさハンズオンキャピタル(株)(現・MUハンズオンキャピタル(株))代表取締役就任 平成18年3月 当社監査役就任(現任) 平成18年10月 エス・アイ・ビー(株)取締役就任(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
監査役	-	古田 利雄	昭和37年2月4日生	平成3年4月 弁護士名簿登録(東京弁護士会登録) 平成5年4月 古田利雄法律事務所(現・弁護士法人クリア法律事務所)設立・代表弁護士(現任) 平成18年9月 ナノキャリア㈱監査役就任(現任) 平成19年9月 当社監査役就任(現任) 平成20年2月 ㈱アイデアインターナショナル取締役就任(現任)	(注)3	-
計						115,000

- (注) 1 監査役松崎恭子、白川彰朗、古田利雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 2 平成21年5月22日開催の臨時株主総会の終結の時から平成22年6月期に係る定時株主総会終結の時まで
- 3 平成21年5月22日開催の臨時株主総会の終結の時から平成24年6月期に係る定時株主総会終結の時まで

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

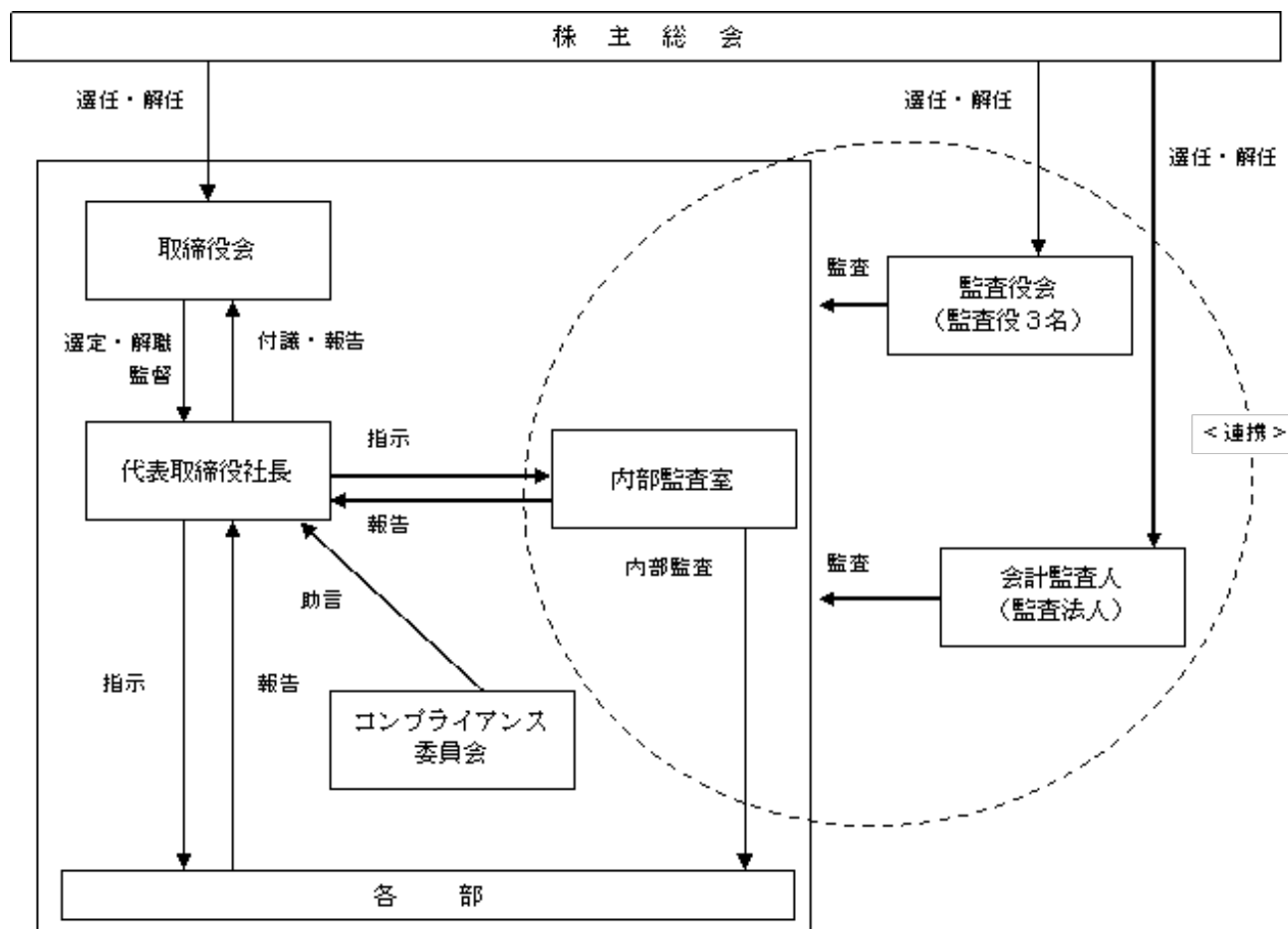
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

1．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスに関する体制の強化を経営の最重要課題の一つとしております。経営の意思決定において、その合理性、迅速性を追求する一方で、透明性、公正性を保つためコーポレート・ガバナンスの健全な体制を維持できるよう、以下の機関設定、内部統制を実施しております。

2．会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

会社の機関・内部統制の関係を示す組織図



会社の機関・内部統制の内容

当社は内部統制システムを、下記経営組織・機関によって構成しております。また、当社は監査役制度採用会社であり、同制度のもと、社外監査役を活用することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

(a) 取締役会

毎月1回定期的に開催される取締役会並びに必要なに応じて随時機動的に開催される臨時取締役会において、監査役出席のもと、当社の経営に係わる重要事項に関し公正な意思決定を行っております。また、通常業務の執行に関しては、公正性を保ちつつ、業務フローにおける承認の迅速性を確保するため、社長以下簡潔な組織を構築しております。

取締役会は、現在4名で構成され、常勤取締役の業務執行の監視を行っております。

(b) 監査役会

監査役会を毎月1回、また必要に応じて随時開催しております。当社の監査役会の構成は監査役総数3名の全員が社外監査役であり、かつ、社外監査役には、企業経営と企業法務に精通した人材を登用し、取締役会には監査役全員が常に出席して、取締役の職務執行及び会社業務の監査を行っております。また、常勤監査役は監査役会以外に重要な会議に出席し、決裁書類の閲覧等を随時行っているほか、全部署について計画的な業務監査を実施しております。さらに、必要に応じて適宜監査役間の協議を行い、監査役相互の意見交換を実施しております。

(c) 内部監査責任者

内部監査については内部監査室(1名)が担当し、内部監査室長が監査責任者となっております。

(d) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は原則、毎月1回の定例会議を開催しております。「コンプライアンスの体制・仕組みづくり」を主な活動内容とし、状況に応じ、社長に対し助言を行います。

内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、コーポレート・ガバナンスの健全性を保つため、基本方針を次のように定め、各職務を執行しております。

- ・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ・取締役の職務の執行に係る情報を保存及び管理する。
- ・損失の危険の管理に関する規程を定め運用する。
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人を置く、並びに当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ・取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制を整える、またその他監査役の監査が実効的に行われることを確保する。
- ・内部統制システムを構築して財務報告の信頼性を確保する。
- ・反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、不当要求や働きかけに対しては毅然と対応してこれを排除する。

これらを実現するため、組織規程(業務分掌、職務権限)、稟議・申請規程等の諸規程を整備し、内部統制や責任体制を整備するとともに、内部監査により内部牽制の機能する組織的な業務運営体勢を構築しております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、年初に立案した監査計画に基づいて実施し、被監査部署との意見交換の後、社長に報告されております。

また、当社の監査役監査は、監査役3名により、取締役会への出席、監査計画に基づいた業務監査、会計監査を実施しております。

なお当社では、内部監査担当者、監査役並びに会計監査人が、監査を有効かつ効率的に進めるために適宜情報交換を行っており、特に内部監査担当者及び常勤監査役は常時緊密な連携を行い、監査の継続的な改善に努めております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した監査法人は、有限責任監査法人トーマツであり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他4名であります。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等	
指定有限責任社員 業務執行社員	長岡 弘樹
指定有限責任社員 業務執行社員	浅野 裕史

(注) 継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

社外監査役との関係

社外監査役と当社の間には、監査役松崎恭子宛20,000株、監査役白川彰朗宛10,000株、監査役古田利雄宛6,600株の新株予約権の付与を除く他、人的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

3. リスク管理体制の整備の状況

当社は、会社の存続に係わる事案について、管理しなければならないリスクとし、危機管理規程を定めて、リスク管理を遂行する体制を整えております。万一当該事案が発生した場合は、直ちに対策本部を設置し、社長が対策本部長を務めて、対策本部設置後遅滞なく経営危機対応方針を審議するための臨時取締役会を招集し、決議された対応策を講じる体制となっております。

リスク管理に関連して、コンプライアンスに関する事項については、重要な契約、法的判断に関して、法律事務所と顧問契約を締結し、適時相談して助言・指導を受ける体制を整えております。また、従業員には、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営に当たるよう、研修や日常のミーティングで指導しております。

4. 役員報酬の内容

当社の平成21年6月期の役員報酬の内容は次の通りであります。

区分	支給人員	当年度支給額
	名	千円
取締役 (うち社外取締役)	3 (-)	54,900 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	13,800 (13,800)
合計 (うち社外役員)	6 (3)	68,700 (13,800)

(注) 1. 平成19年9月11日開催の株主総会決議による取締役報酬限度額は、金銭による報酬等とストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等と合わせて年額100,000千円以内であります。

2. 平成19年9月11日開催の株主総会決議による監査役報酬限度額は、金銭による報酬等とストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等と合わせて年額30,000千円以内であります。

3. 期末日現在の取締役は4名、監査役は3名であります。

5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第39条第2項に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

6. 会計監査人との責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項及び当社定款第42条第2項に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

7. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

8. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

また、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

9. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

10. 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む）、監査役（監査役であった者を含む）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

11. 中間配当の決定

当社は、機動的な資本政策を行えるよう、会社法第454条第5項の規定に基づき、剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
9,000	5,197	11,000	3,875

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、財務報告に係る内部統制の導入等に関する専門的助言業務であります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査人員数、監査日程等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年7月1日から平成20年6月30日まで）は改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年7月1日から平成20年6月30日まで）及び当事業年度（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、有限責任監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって監査法人トーマツから名称変更しております。

また、前事業年度に係る監査報告書は、平成21年8月13日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年6月30日)	当事業年度 (平成21年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,166,663	1,933,580
貯蔵品	1,175	499
前渡金	36,002	133,936
前払費用	7,895	11,483
未収入金	142,564	137,824
その他	3,127	2,097
流動資産合計	2,357,428	2,219,420
固定資産		
有形固定資産		
建物	66,520	66,520
減価償却累計額	42,027	49,545
建物(純額)	24,493	16,974
工具、器具及び備品	124,192	128,229
減価償却累計額	70,826	101,987
工具、器具及び備品(純額)	53,365	26,242
有形固定資産合計	77,859	43,217
無形固定資産		
ソフトウェア	943	7,955
その他	220	220
無形固定資産合計	1,163	8,175
投資その他の資産		
敷金及び保証金	5,196	5,217
投資その他の資産合計	5,196	5,217
固定資産合計	84,218	56,610
資産合計	2,441,646	2,276,031
負債の部		
流動負債		
未払金	69,691	94,751
未払法人税等	6,839	5,992
未払消費税等	14,040	10,059
預り金	2,075	2,888
前受収益	112,320	148,335
流動負債合計	204,966	262,026
負債合計	204,966	262,026

	前事業年度 (平成20年6月30日)	当事業年度 (平成21年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,394,847	2,394,847
資本剰余金		
資本準備金	2,381,697	2,381,697
資本剰余金合計	2,381,697	2,381,697
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,540,469	2,763,145
利益剰余金合計	2,540,469	2,763,145
株主資本合計	2,236,075	2,013,399
新株予約権	604	604
純資産合計	2,236,680	2,014,004
負債純資産合計	2,441,646	2,276,031

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
事業収益	170,178	161,765
事業費用		
研究開発費	¹ 243,512	¹ 304,970
販売費及び一般管理費	² 65,090	² 102,514
事業費用合計	308,603	407,484
営業損失()	138,424	245,719
営業外収益		
受取利息	13,311	11,128
有価証券利息	373	-
為替差益	5,622	12,770
その他	235	121
営業外収益合計	19,542	24,020
営業外費用		
新株発行費償却	3,778	-
営業外費用合計	3,778	-
経常損失()	122,660	221,698
特別損失		
固定資産除却損	³ 1,739	-
特別損失合計	1,739	-
税引前当期純損失()	124,399	221,698
法人税、住民税及び事業税	977	977
当期純損失()	125,376	222,675

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,394,847	2,394,847
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,394,847	2,394,847
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,381,697	2,381,697
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,381,697	2,381,697
資本剰余金合計		
前期末残高	2,381,697	2,381,697
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,381,697	2,381,697
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,415,092	2,540,469
当期変動額		
当期純損失()	125,376	222,675
当期変動額合計	125,376	222,675
当期末残高	2,540,469	2,763,145
利益剰余金合計		
前期末残高	2,415,092	2,540,469
当期変動額		
当期純損失()	125,376	222,675
当期変動額合計	125,376	222,675
当期末残高	2,540,469	2,763,145
株主資本合計		
前期末残高	2,361,452	2,236,075
当期変動額		
当期純損失()	125,376	222,675
当期変動額合計	125,376	222,675
当期末残高	2,236,075	2,013,399

	前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
新株予約権		
前期末残高	604	604
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	604	604
純資産合計		
前期末残高	2,362,057	2,236,680
当期変動額		
当期純損失()	125,376	222,675
当期変動額合計	125,376	222,675
当期末残高	2,236,680	2,014,004

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	124,399	221,698
減価償却費	29,412	40,546
繰延資産償却額	3,778	-
受取利息	13,685	11,128
為替差損益(は益)	22	2
その他	49,207	39,045
小計	154,078	231,323
利息の受取額	13,786	12,158
法人税等の支払額	1,768	977
営業活動によるキャッシュ・フロー	142,060	220,141
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	3,200,000	2,800,000
定期預金の払戻による収入	3,000,000	3,200,000
有価証券の取得による支出	100,000	-
有価証券の償還による収入	100,000	-
有形固定資産の取得による支出	44,510	4,037
無形固定資産の取得による支出	200	8,880
その他	1,073	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	245,783	387,061
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	22	2
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	387,867	166,916
現金及び現金同等物の期首残高	754,530	366,663
現金及び現金同等物の期末残高	366,663	533,580

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	最終仕入原価法による原価法	最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) (会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)を適用しております。これにより損益に与える影響はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く)については定額法) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 工具器具及び備品 2～6年 (2)無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法	(1)有形固定資産 定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く)については定額法) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 工具、器具及び備品 2～5年 (2)無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	新株発行費 平成18年6月30日以前に計上した新株発行費については3年にわたり均等償却しております。	
4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【注記事項】

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)																																																																						
<p>1. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>受取研究開発費</td><td style="text-align: right;">297,147千円</td></tr> <tr><td>委託研究費</td><td style="text-align: right;">113,177千円</td></tr> <tr><td>試薬品費</td><td style="text-align: right;">68,128千円</td></tr> <tr><td>研究用消耗品費</td><td style="text-align: right;">27,673千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">50,190千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td style="text-align: right;">199,058千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">29,109千円</td></tr> </table> <p>2. 販売費に属する費用の割合は、13.5%、一般管理費に属する費用の割合は、86.5%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>受取研究開発費</td><td style="text-align: right;">74,116千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">65,429千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">12,580千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td style="text-align: right;">6,338千円</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td style="text-align: right;">7,483千円</td></tr> <tr><td>公租公課</td><td style="text-align: right;">10,506千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td style="text-align: right;">5,863千円</td></tr> <tr><td>顧問料</td><td style="text-align: right;">17,203千円</td></tr> </table> <p>3. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>工具器具及び備品</td><td style="text-align: right;">1,330千円</td></tr> <tr><td>解体撤去費用</td><td style="text-align: right;">409千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,739千円</td></tr> </table>	受取研究開発費	297,147千円	委託研究費	113,177千円	試薬品費	68,128千円	研究用消耗品費	27,673千円	給与手当	50,190千円	支払報酬	199,058千円	減価償却費	29,109千円	受取研究開発費	74,116千円	役員報酬	65,429千円	給与手当	12,580千円	法定福利費	6,338千円	旅費交通費	7,483千円	公租公課	10,506千円	支払手数料	5,863千円	顧問料	17,203千円	工具器具及び備品	1,330千円	解体撤去費用	409千円	計	1,739千円	<p>1. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>受取研究開発費</td><td style="text-align: right;">383,520千円</td></tr> <tr><td>委託研究費</td><td style="text-align: right;">164,702千円</td></tr> <tr><td>試薬品費</td><td style="text-align: right;">28,069千円</td></tr> <tr><td>研究用消耗品費</td><td style="text-align: right;">26,818千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">76,084千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td style="text-align: right;">297,523千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">38,490千円</td></tr> </table> <p>2. 販売費に属する費用の割合は、15.6%、一般管理費に属する費用の割合は、84.4%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>受取研究開発費</td><td style="text-align: right;">69,315千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">68,700千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">17,841千円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td style="text-align: right;">7,638千円</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td style="text-align: right;">7,614千円</td></tr> <tr><td>公租公課</td><td style="text-align: right;">10,414千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td style="text-align: right;">5,895千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td style="text-align: right;">18,528千円</td></tr> <tr><td>顧問料</td><td style="text-align: right;">17,595千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">2,056千円</td></tr> </table>	受取研究開発費	383,520千円	委託研究費	164,702千円	試薬品費	28,069千円	研究用消耗品費	26,818千円	給与手当	76,084千円	支払報酬	297,523千円	減価償却費	38,490千円	受取研究開発費	69,315千円	役員報酬	68,700千円	給与手当	17,841千円	法定福利費	7,638千円	旅費交通費	7,614千円	公租公課	10,414千円	支払手数料	5,895千円	支払報酬	18,528千円	顧問料	17,595千円	減価償却費	2,056千円
受取研究開発費	297,147千円																																																																						
委託研究費	113,177千円																																																																						
試薬品費	68,128千円																																																																						
研究用消耗品費	27,673千円																																																																						
給与手当	50,190千円																																																																						
支払報酬	199,058千円																																																																						
減価償却費	29,109千円																																																																						
受取研究開発費	74,116千円																																																																						
役員報酬	65,429千円																																																																						
給与手当	12,580千円																																																																						
法定福利費	6,338千円																																																																						
旅費交通費	7,483千円																																																																						
公租公課	10,506千円																																																																						
支払手数料	5,863千円																																																																						
顧問料	17,203千円																																																																						
工具器具及び備品	1,330千円																																																																						
解体撤去費用	409千円																																																																						
計	1,739千円																																																																						
受取研究開発費	383,520千円																																																																						
委託研究費	164,702千円																																																																						
試薬品費	28,069千円																																																																						
研究用消耗品費	26,818千円																																																																						
給与手当	76,084千円																																																																						
支払報酬	297,523千円																																																																						
減価償却費	38,490千円																																																																						
受取研究開発費	69,315千円																																																																						
役員報酬	68,700千円																																																																						
給与手当	17,841千円																																																																						
法定福利費	7,638千円																																																																						
旅費交通費	7,614千円																																																																						
公租公課	10,414千円																																																																						
支払手数料	5,895千円																																																																						
支払報酬	18,528千円																																																																						
顧問料	17,595千円																																																																						
減価償却費	2,056千円																																																																						

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末株式 数 (株)	当事業年度増加株 式数 (株)	当事業年度減少株 式数 (株)	当事業年度末株式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	21,662	-	-	21,662
合計	21,662	-	-	21,662

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	新株引受権付社債の新株引受権	普通株式	500	-	-	500	604
合計			500	-	-	500	604

(注) 上表の新株予約権等は権利行使可能なものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年7月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	21,662	2,144,538	-	2,166,200
合計	21,662	2,144,538	-	2,166,200

(注) 普通株式の発行済株式の増加2,144,538株は、平成21年6月1日付で普通株式1株につき100株の分割を行ったことによる増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	新株引受権付社債の新株引受権	普通株式	500	49,500	-	50,000	604
合計			500	49,500	-	50,000	604

(注) 1. 上表の新株予約権等は権利行使可能なものであります。

2. 当事業年度増加は、株式分割によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 2,166,663千円	現金及び預金勘定 1,933,580千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,800,000千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 1,400,000千円
現金及び現金同等物 366,663千円	現金及び現金同等物 533,580千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
該当事項はありません。	オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
	1年内 619千円
	1年超 361千円
	合計 980千円

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	新株引受権	第1回新株予約権 (注2)	第1回新株予約権 (注2)
付与対象者の区分及び人数	取締役5名	社外コンサルタント1名	社外コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 350株	普通株式 100株	普通株式 100株
付与日	平成13年1月12日	平成14年7月22日	平成14年11月27日
権利確定条件	権利行使期間開始日に当社役員等であること。ただし、当社の事前の承認を得た場合は除く。	権利行使期間開始日に当社社外コンサルタントであること。ただし、期間満了による退任等正当な理由がある場合はこの限りではない。	権利行使期間開始日に当社社外コンサルタントであること。ただし、期間満了による退任等正当な理由がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	-	-	-
権利行使期間	平成15年2月1日から平成22年12月31日まで。	当社が株式を公開した日の6ヶ月経過後から2年6ヶ月	当社が株式を公開した日の6ヶ月経過後から2年6ヶ月

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、従業員2名	取締役4名	取締役1名、監査役3名、従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 200株	普通株式 4,000株	普通株式 620株
付与日	平成14年11月27日	平成16年3月17日	平成18年4月28日
権利確定条件	権利行使期間開始日に当社役員、従業員等であること。ただし、定年退職等正当な理由があるときはこの限りではない。	権利行使期間開始日に当社役員等であること。ただし、当社取締役会において、本新株予約権の継続所有を特に認められた場合は、この限りではない。	権利行使期間開始日に当社役員、従業員等であること。ただし、当社取締役会において、本新株予約権の継続所有を特に認められた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	-	-	-
権利行使期間	平成16年11月28日から平成24年4月30日まで。	平成16年3月19日から平成26年2月25日まで。	平成18年4月29日から平成27年5月27日まで。

	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	監査役1名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 73株
付与日	平成19年10月19日
権利確定条件	権利行使期間開始日に当社役員、従業員等であること。ただし、当社取締役会において、本新株予約権の継続所有を特に認められた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	-
権利行使期間	平成19年10月20日から平成29年9月11日まで。

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第1回新株予約権は、自社株式オプションであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成20年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	新株引受権	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	200	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	200	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	250	-	100
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	250	-	100

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	73
失効	-	-	-
権利確定	-	-	73
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	3,000	580	-
権利確定	-	-	73
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	3,000	580	73

単価情報

	新株引受権	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格（円）	120,000	200,000	200,000	210,000	300,000	345,000
行使時平均株価（円）	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価 単価（円）	-	-	-	-	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与した第5回ストック・オプションについて、当社は未公開企業であるため、公正な評価単価を本源的価値により算定しております。なお、本源的価値は以下のとおりです。

1 株当たり評価方法及び1株当たりの評価額

平成19年4月16日第三者割当増資における株価 345,000円

新株予約権の行使価額 345,000円

算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額であるため単位あたりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値

当事業年度末における本源的価値の合計額 0円

当事業年度に権利行使されたストック・オプションはありません。

当事業年度（自平成20年7月1日至平成21年6月30日）

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	新株引受権	第1回新株予約権 (注2)	第1回新株予約権 (注2)
付与対象者の区分及び人数	取締役5名	社外コンサルタント1名	社外コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 35,000株	普通株式 10,000株	普通株式 10,000株
付与日	平成13年1月12日	平成14年7月22日	平成14年11月27日
権利確定条件	権利行使期間開始日に当社役員等であること。ただし、当社の事前の承認を得た場合は除く。	権利行使期間開始日に当社社外コンサルタントであること。ただし、期間満了による退任等正当な理由がある場合はこの限りではない。	権利行使期間開始日に当社社外コンサルタントであること。ただし、期間満了による退任等正当な理由がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	-	-	-
権利行使期間	平成15年2月1日から平成22年12月31日まで。	当社が株式を公開した日の6ヶ月経過後から2年6ヶ月	当社が株式を公開した日の6ヶ月経過後から2年6ヶ月

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権 (注3)
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、従業員2名	取締役4名	取締役1名、監査役3名、従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 20,000株	普通株式 400,000株	普通株式 62,000株
付与日	平成14年11月27日	平成16年3月17日	平成18年4月28日
権利確定条件	権利行使期間開始日に当社役員、従業員等であること。ただし、定年退職等正当な理由があるときはこの限りではない。	権利行使期間開始日に当社役員等であること。ただし、当社取締役会において、本新株予約権の継続所有を特に認められた場合は、この限りではない。	権利行使期間開始日に当社役員、従業員等であること。ただし、当社取締役会において、本新株予約権の継続所有を特に認められた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	-	-	-
権利行使期間	平成16年11月28日から平成24年4月30日まで。	平成16年3月19日から平成26年2月25日まで。	平成18年4月29日から平成27年5月27日まで。

	第5回新株予約権 (注3)	第6回新株予約権 (注3)
付与対象者の区分及び人数	監査役1名、従業員2名	取締役1名、監査役3名、従業員15名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 7,300株	普通株式 71,800株
付与日	平成19年10月19日	平成21年5月23日
権利確定条件	権利行使期間開始日に当社役員、従業員等であること。ただし、当社取締役会において、本新株予約権の継続所有を特に認められた場合は、この限りではない。	権利行使期間開始日に当社役員、従業員等であること。ただし、当社取締役会において、本新株予約権の継続所有を特に認められた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	-	-
権利行使期間	平成19年10月20日から平成29年9月11日まで。	平成23年5月23日から平成31年5月23日まで。

(注) 1. 平成21年6月1日付で行った、株式1株につき100株の株式分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第1回新株予約権は、自社株式オプションであります。

3. 第6回新株予約権のうち58,300株は、第4回新株予約権若しくは第5回新株予約権を有する株主に対してそれぞれ同株数を付与したものであります。これら株主と当社との間で締結された新株予約権割当契約において、第6回新株予約権に係る行使時の払込金額(行使価額)が決定された後に、第4回新株予約権若しくは第5回新株予約権、又は第6回新株予約権の、いずれかを放棄する旨を定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成21年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	新株引受権	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	200	-
付与	-	-	-
株式分割による増加	-	19,800	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	20,000	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	250	-	100
権利確定	-	-	-
株式分割による増加	24,750	-	9,900
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	25,000	-	10,000

	第3回新株予約権	第4回新株予約権 (注)	第5回新株予約権 (注)
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
株式分割による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	3,000	580	73
権利確定	-	-	-
株式分割による増加	297,000	57,420	5,247
権利行使	-	-	-
失効	-	-	20
未行使残	300,000	58,000	5,300

	第6回新株予約権 (注)
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	718
株式分割による増加	71,082
失効	-
権利確定	-
未確定残	71,800
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
株式分割による増加	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 第6回新株予約権のうち58,300株は、第4回新株予約権若しくは第5回新株予約権を有する株主に対してそれぞれ同株数を付与したものであります。これら株主と当社との間で締結された新株予約権割当契約において、第6回新株予約権に係る行使時の払込金額(行使価額)が決定された後に、第4回新株予約権若しくは第5回新株予約権、又は第6回新株予約権の、いずれかを放棄する旨を定めております。このため、第4回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権に係る潜在株式の総数135,100株のうち58,300株は、実際には行使されず放棄されます。

単価情報

	新株引受権	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格(円)	1,200	2,000	2,000	2,100	3,000	3,450
行使時平均株価(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-	-	-

	第6回 新株予約権
権利行使価格(円)	公募価額と同額。但し、公募価額が2,100円を下回った場合、2,100円。
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与した第6回ストック・オプションについて、当社は未公開企業であるため、公正な評価単価を本源的価値により算定しております。なお、本源的価値は以下のとおりです。

1 株当たり評価方法及び1株当たりの評価額

株式上場時の公募価額 公募価額

新株予約権の行使価額

公募価額と同額。但し、分割後公募価額が2,100円を下回った場合、2,100円。

算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額あるいは同額未満であるため単位あたりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値

当事業年度末における本源的価値の合計額 0円

当事業年度に権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日)	当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)																				
<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">938,440千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">50,047千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">988,488千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">988,488千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">- 千円</td> </tr> </table>	繰越欠損金	938,440千円	その他	50,047千円	繰延税金資産小計	988,488千円	評価性引当額	988,488千円	繰延税金資産合計	- 千円	<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">884,450千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">74,519千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">958,969千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">958,969千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">- 千円</td> </tr> </table>	繰越欠損金	884,450千円	その他	74,519千円	繰延税金資産小計	958,969千円	評価性引当額	958,969千円	繰延税金資産合計	- 千円
繰越欠損金	938,440千円																				
その他	50,047千円																				
繰延税金資産小計	988,488千円																				
評価性引当額	988,488千円																				
繰延税金資産合計	- 千円																				
繰越欠損金	884,450千円																				
その他	74,519千円																				
繰延税金資産小計	958,969千円																				
評価性引当額	958,969千円																				
繰延税金資産合計	- 千円																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">39.7%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">27.8%</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金の消滅</td> <td style="text-align: right;">11.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.9%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">0.8%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	39.7%	評価性引当額の増減	27.8%	繰越欠損金の消滅	11.8%	その他	0.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">39.7%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">13.3%</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金の消滅</td> <td style="text-align: right;">53.2%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">0.4%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	39.7%	評価性引当額の増減	13.3%	繰越欠損金の消滅	53.2%	その他	0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.4%
法定実効税率 (調整)	39.7%																				
評価性引当額の増減	27.8%																				
繰越欠損金の消滅	11.8%																				
その他	0.9%																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8%																				
法定実効税率 (調整)	39.7%																				
評価性引当額の増減	13.3%																				
繰越欠損金の消滅	53.2%																				
その他	0.2%																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.4%																				

(持分法損益等)

前事業年度(自平成19年7月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年7月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自平成19年7月1日至平成20年6月30日)

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	矢部 隆	-	-	当社取締役(株)マキヤ代表取締役会長	被所有 直接 3.0%	-	-	(株)マキヤからの土地・建物の賃借(注1)	8,371	差入敷金保証金	3,830

- (注) 1. 矢部隆が第三者(株)マキヤの代表者として行った取引であり、賃借料は一般的取引条件に基づいており、経済情勢等の変動により双方協議の上、改定することとなっております。
2. 上記の取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当事業年度(自平成20年7月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。この結果、開示対象となる取引はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)		当事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり純資産額	103,225円73銭	1株当たり純資産額	929円46銭
1株当たり当期純損失金額	5,787円86銭	1株当たり当期純損失金額	102円79銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p> <p>当社は、平成21年6月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報は以下のとおりとなります。</p>	
		前事業年度	
		1株当たり純資産額	1,032円25銭
		1株当たり当期純損失金額	57円87銭
		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p>	

(注) 算定上の基礎は以下のとおりであります。

1. 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成20年6月30日)	当事業年度 (平成21年6月30日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	2,236,680	2,014,004
普通株式に係る純資産額(千円)	2,236,075	2,013,399
貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る事業年度末の純資産額との差額(千円)	604	604
(うち新株予約権)	(604)	(604)
普通株式の発行済株式数(株)	21,662	2,166,200
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	21,662	2,166,200

2. 1株当たり当期純損失金額

項目	前事業年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)	当事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)
当期純損失(千円)	125,376	222,675
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	125,376	222,675
期中平均株式数(株)	21,662	2,166,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権及び第1回分離型無担保新株引受権付社債の新株引受権並びに新株予約権5種類(新株予約権の数3,773個)。</p> <p>なお、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権、第1回分離型無担保新株引受権付社債の新株引受権並びに新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権及び第1回分離型無担保新株引受権付社債の新株引受権並びに新株予約権6種類(新株予約権の数4,471個)。</p> <p>なお、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権、第1回分離型無担保新株引受権付社債の新株引受権並びに新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

前事業年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)		当事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)
<p>1. 株式の分割</p> <p>当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、次のとおり株式分割による新株式の発行を決議しております。</p> <p>平成21年6月1日付をもって普通株式1株につき100株に分割します。</p> <p>(1) 分割により増加する株式数</p> <p>普通株式 2,144,538株</p> <p>(2) 分割方法</p> <p>平成21年5月31日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合を持って分割します。</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定し、かつ前事業年度における新株発行数にも当該株式分割における分割割合を適用した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p>		<p>当社は、平成21年9月17日に株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。当社は上場にあたり平成21年8月13日及び平成21年8月27日開催の取締役会において新株式の発行を決議し、次のとおり平成21年9月16日に払込が完了いたしました。</p> <p>この結果、資本金は3,013,087千円、発行済株式総数は2,806,200株となっております。</p> <p>募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)</p> <p>発行する株式の種類及び数 : 普通株式 640,000株</p> <p>発行価格 : 1株につき 2,100円 一般募集はこの価格にて行いました。</p> <p>引受価額 : 1株につき 1,932円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。</p> <p>なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。</p> <p>払込金額 : 1株につき 1,615円 この金額は会社法上の払込金額であり、平成21年8月27日開催の取締役会において決定された金額であります。</p> <p>資本組入額 : 1株につき 966円</p> <p>発行価額の総額 : 1,033,600千円</p> <p>資本組入額の総額 : 618,240千円</p> <p>払込金額の総額 : 1,236,480千円</p> <p>払込期日 : 平成21年9月16日</p> <p>資金の使途 : C B P 5 0 1 の臨床第3相試験費用に充当する予定であります。なお、具体的な資金需要の発生までは、定期預金など元本が保証された金融商品で運用する予定であります。</p>
前事業年度	当事業年度	
1株当たり純資産額 1,090円13銭	1株当たり純資産額 1,032円25銭	
1株当たり当期純損失金額 199円04銭	1株当たり当期純損失金額 57円87銭	
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

<p>前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)</p>
<p>2. スtock・オプションとしての新株予約権の付与 当社は、平成21年 5月22日開催の臨時株主総会決議及び平成21年 5月22日開催の取締役会決議に基づき、平成21年 5月23日付で当社取締役、監査役及び従業員に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくStock・オプションとしての新株予約権の付与を次のとおり行っております。なお、平成21年 5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成21年 6月 1日付で普通株式 1株につき100株の分割を行っておりますが、下記株数は分割前の株数で記載しております。</p> <p>(1) 新株予約権を発行する理由 当社取締役及び従業員の、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めること及び監査役による適正な監査業務の遂行による当社の健全な成長を図ることを目的としております。</p> <p>(2) 新株予約権の発行価額 無償</p> <p>(3) 新株予約権の割当日 平成21年 5月23日</p> <p>(4) 新株予約権の内容 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 718株 新株予約権の総数 718個 この内、当社取締役及び監査役に付与する新株予約権はそれぞれ200個及び183個。 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格 公募価額と同額、但し、公募価額が210,000円を下回った場合、210,000円。 資本組入額 資本金等増加限度額の2分の1 なお、当社が株式分割を実施する場合、普通株式の無償割当をする場合、又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を適切に調整し、調整により1株未満の端数が発生する場合は、これを切り上げます。</p> <p>調整後発行価額 = $\frac{\text{調整前発行価額} \times \text{手続実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続実施後の発行済普通株式総数}}$</p>	

<p>前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)</p>
<p>当社が時価（ただし、株式上場前は調整前発行価額）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合、又は、時価（ただし、株式上場前は調整前発行価額）を下回る価額をもって、その取得と引換えに会社の普通株式を交付する取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は調整前発行価額を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合、次の算式により発行価額を調整します。</p> <p>調整後発行価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$</p> <p>新株予約権の行使期間 平成23年 5月23日から平成31年 5月23日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件 新株予約権者が下記 a、bのいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない、ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>a . 当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）又は従業員たる地位。</p> <p>b . 当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。</p> <p>新株予約権者が、平成17年 5月27日臨時株主総会決議若しくは平成19年 9月11日定時株主総会決議に基づく当社発行の新株予約権の保有者である場合、当該新株予約権の権利を保有したままで本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社株式の上場日より1カ月経過した日若しくは行使期間の始期前日のいずれか早い日までに、保有する当該新株予約権の全部を権利放棄した場合を除く。</p> <p>新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するためには、会社の取締役会の承認を要する。</p> <p>代用払込みに関する事項 該当なし。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p> <p>当社が、会社法第236条第1項八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。この場合、当該合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に際し、当社と株式会社との間で締結される吸収・新設合併契約（会社法第749条第1項四号イ及び第753条第1項十号イ）、吸収分割契約（会社法第758条五号イ）、新設分割計画（会社法第763条十号イ）、株式交換契約（会社法第768条第1項四号イ）又は株式移転計画（会社法第773条第1項九号イ）において株式会社が交付する下記の新株予約権の内容を定めるものとする。</p> <p>a. 新株予約権の目的たる株式の種類 普通株式とする。</p> <p>b. 新株予約権の数及び株式の数 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。</p> <p>c. 各新株予約権の行使の際の払込金額 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。</p> <p>d. 新株予約権の行使期間 上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。</p>	

前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日)	当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)
e . その他の新株予約権の行使条件 上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。 f . 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	66,520	-	-	66,520	49,545	7,518	16,974
工具、器具及び備 品	124,192	4,037	-	128,229	101,987	31,160	26,242
有形固定資産計	190,712	4,037	-	194,750	151,532	38,678	43,217
無形固定資産							
ソフトウェア	1,200	8,880	-	10,080	2,124	1,867	7,955
その他	220	-	-	220	-	-	220
無形固定資産計	1,420	8,880	-	10,300	2,124	1,867	8,175

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	533,580
定期預金	1,400,000
合計	1,933,580

貯蔵品

品名	金額(千円)
研究用貯蔵品	499
合計	499

前渡金

区分	金額(千円)
外部委託試験	12,415
臨床試験CRO費用	121,520
合計	133,936

未収入金

相手先	金額(千円)
武田薬品工業㈱	135,153
その他	2,670
合計	137,824

流動負債

前受収益

相手先	金額(千円)
武田薬品工業㈱	148,335
合計	148,335

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第2四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第3四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日	第4四半期 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日
事業収益(千円)	-	-	37,440	49,445
税引前四半期純損失金額 (千円)	-	-	72,922	68,920
四半期純損失金額(千円)	-	-	73,167	69,164
1株当たり四半期純損失金額 (円)	-	-	3,377.67	31.92

(注)1. 当社株式は平成21年9月17日付で、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしましたので、当事業年度の四半期報告書は提出していません。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 当社は、平成21年6月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

なお、当第4四半期の1株当たり四半期純損失金額は、株式分割が当期第4四半期期首に行なわれたものとして計算しております。

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料(注)1
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 電子公告掲載URL： http://www.canbas.co.jp/ir
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された平成21年9月17日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されました。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- ・会社法189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

平成21年8月13日東海財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年8月28日及び平成21年9月8日東海財務局長に提出。

平成21年8月13日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年7月30日

株式会社 キャンパス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長岡 弘樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 裕史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンパスの平成19年7月1日から平成20年6月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンパスの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、取締役会において株式分割による新株式の発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 9月29日

株式会社 キャンパス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長岡 弘樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 裕史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンパスの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンパスの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は取締役会において、新株式の発行を決議し、平成21年9月16日に払込が完了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。